

## Ⅳ 決算から区財政の状況をお示しします

### ～ 決算のマネジメント・メッセージ ～

日本の官庁会計制度は、明治22年に当時のプロイセンからカメラル式簿記（単式簿記・現金主義会計）が導入されたことが起源とされています。現在、欧米の各国では、行財政の効率化や世代間負担の公平性などをより精緻に分析できるよう、複式簿記・発生主義会計の導入が進められています。

日本の地方自治体においても、住民の信頼と理解のもとに地域主権を推進していくため、不断の行財政改革を行いながら、バランスシートや行政コスト計算書の活用を一層進めるとともに、第三セクターなどを含めた連結バランスシートの作成・公表に向けた「地方公会計改革」の取組みが推進されています。

平成25年3月、総務省の発表によると、平成23年度決算に係る財務書類を作成している地方公共団体は、全団体の95.6%にあたる1,711団体となっています。

大田区は、効率的・効果的な区政運営の推進とともに、人口増と企業業績の伸びに支えられ、平成13年度以降、堅実な財政運営を実現してきました。しかし、20年度のリーマンショックに端を発した世界同時不況や東日本大震災の影響など、区財政を取り巻く環境は急激に変化しています。地域経済の停滞と雇用環境の悪化などにより、区財政は基幹財源である特別区税の増収が見込めない一方、扶助費などの社会保障関係経費の増大という課題に直面しています。

近年の地方自治体全体の決算において、自治体が自由に用途を決定できる地方税等の一般財源が減少傾向となる一方、扶助費が増加傾向という区と類似の傾向を示しています。特に、生活保護費に関しては、平成25年11月に全国の生活保護受給者数が過去最多を更新するなど、地方財政を圧迫する大きな要因のひとつとなっています。

こうした時代を迎え、区は地方交付税の不交付団体であるからこそ、行財政における自主・自立性を一層確かなものとするため、行財政構造改革に強力に取り組んでいきます。社会経済状況の変化に機動的に対応し、経営改革を推進し、時代に即した良質な行政サービスを区民に提供していきます。

区民生活に欠かせない行政サービスを安定的に提供し、戦略的に取り組むべき施策や事務事業を提案していく仕組みが重要です。1年間の行財政運営の結果である決算を、単式簿記・現金主義の考え方だけでなく、複式簿記・発生主義の考え方もあわせ、様々な視点から分析し、区の経営状況を分かりやすく、積極的に公表していきます。行財政運営の成果や行政コストの実態を包括的、総合的に区民の皆さまにご説明し、よりレベルの高い説明責任を果たしていきます。

#### コラム：地方交付税と東京都・特別区

地方交付税制度は、地方財政調整制度の中心的役割を担い、地方公共団体の財源の保障と均衡を図り、行財政の計画的運営を保障するために昭和29年に創設されたものです。原則として、国税五税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合が地方交付税総額となります。特別区の区域における交付税算定は、東京都が算定対象団体として、都と特別区とを合算して算定する方式がとられています。都はこれまで一度も交付団体となっていないため、特別区も不交付団体の扱いとなっています。

## Ⅳ-1 普通会計決算による区財政の状況

### (1) 平成 24 年度普通会計決算の概要

平成 24 年度は、「安全と安心を地域の絆で守り、未来へ輝くまちづくり」をキャッチフレーズに、東日本大震災及び首都直下地震の被害想定に基づく、防災力対応事業関係経費の充実、区民の健康・福祉の充実と産業の活性化、地域力を活かしたまちづくり、「おおた未来プラン 10 年」の着実な推進に取り組む予算編成を行いました。地域力と国際都市の二つの柱を中心に、待機児童対策の充実、多文化共生の推進、区内産業の活性化、大田区観光 PR、安全・安心のまちづくりなどに取り組みました。

平成 24 年度普通会計決算の歳入総額は 2,301 億 4,991 万円、歳出総額は 2,198 億 2,035 万円で、23 年度と比べ歳入で 12 億 4,048 万円 (0.5%) の減、歳出で 65 億 8,182 万円 (2.9%) の減となりました。

形式収支※3 は 103 億 2,957 万円の黒字となり、これから翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支※4 は 89 億 2,732 万円となりました。経常収支比率※5 は、85.8% で前年度比 3.0 ポイント改善しました。

普通会計の平成 24 年度収支状況 (単位：千円)

区 分		24年度	23年度	増減額	増減率
歳入総額	(A)	230,149,914	231,390,397	△ 1,240,483	△0.5%
歳出総額	(B)	219,820,346	226,402,170	△ 6,581,824	△2.9%
形式収支	(C) = (A) - (B)	10,329,568	4,988,227	5,341,341	107.1%
翌年度に繰り越すべき財源	(D)	1,402,246	257,665	1,144,581	444.2%
実質収支	(C) - (D)	8,927,322	4,730,562	4,196,760	88.7%
標準財政規模※6		146,898,933	148,130,774	—	—
実質収支比率※7		6.1%	3.2%	—	—

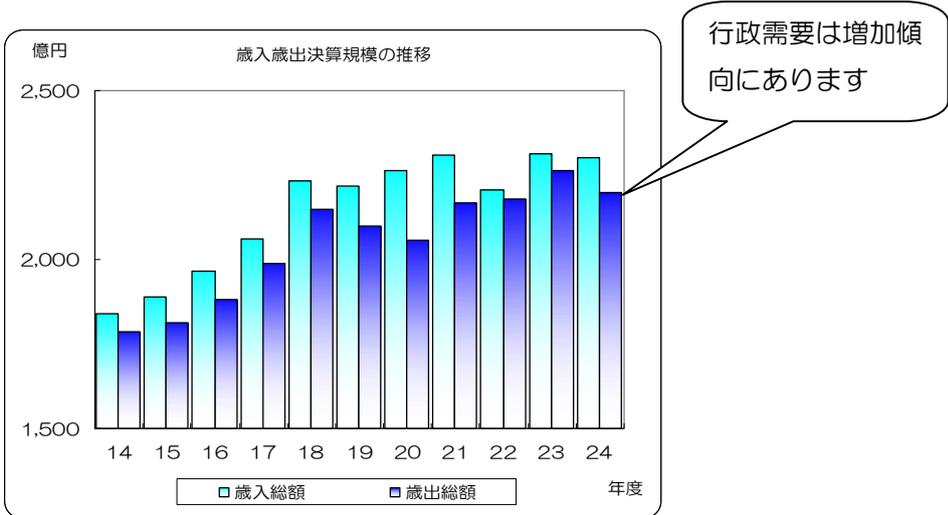
【用語解説】形式収支※3  
歳入から歳出を引いた現金ベースでの収支の結果です。

【用語解説】実質収支※4  
形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した決算の剰余金です。

【用語解説】経常収支比率※5  
経常的経費に、特別区税などの一般財源がどの程度充当されているかをあらわす指標で、一般的に 70~80% が適正水準とされています。

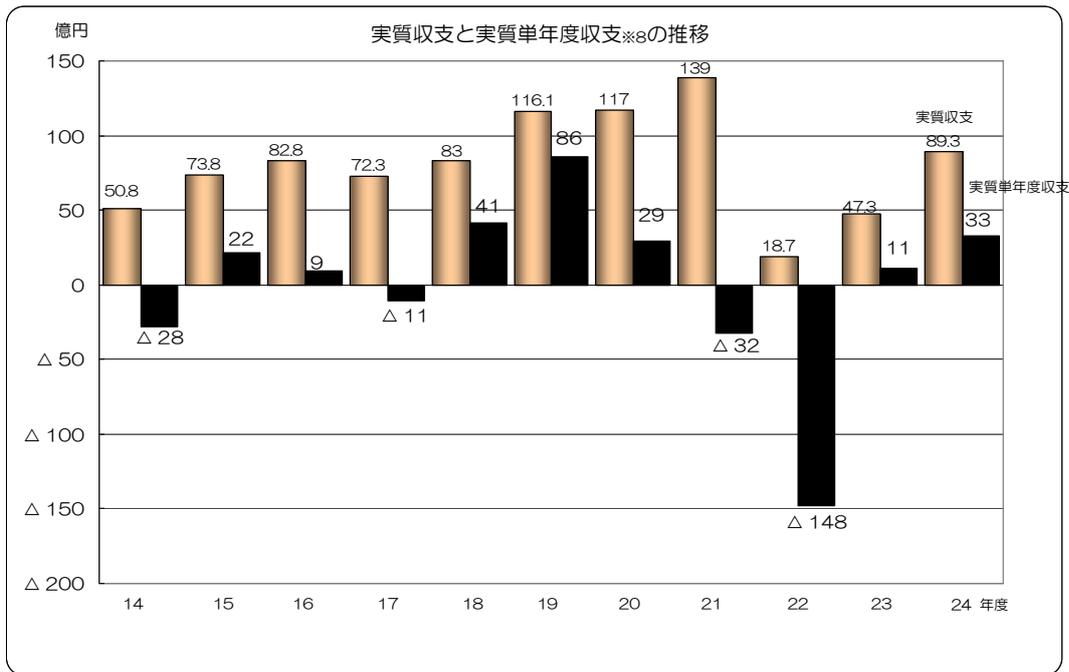
【用語解説】標準財政規模※6  
一般財源を基礎として、その地方公共団体の標準的な財政規模はどの程度になるかをあらわす指標です。

【用語解説】実質収支比率※7  
実質収支額が、標準財政規模に対してどの程度になるかをあらわす指標です。



決算総額の推移 (単位：億円)

区分	年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
歳入総額		1,838	1,888	1,966	2,062	2,231	2,216	2,265	2,311	2,208	2,314	2,301
歳出総額		1,786	1,814	1,883	1,989	2,148	2,100	2,056	2,169	2,179	2,264	2,198



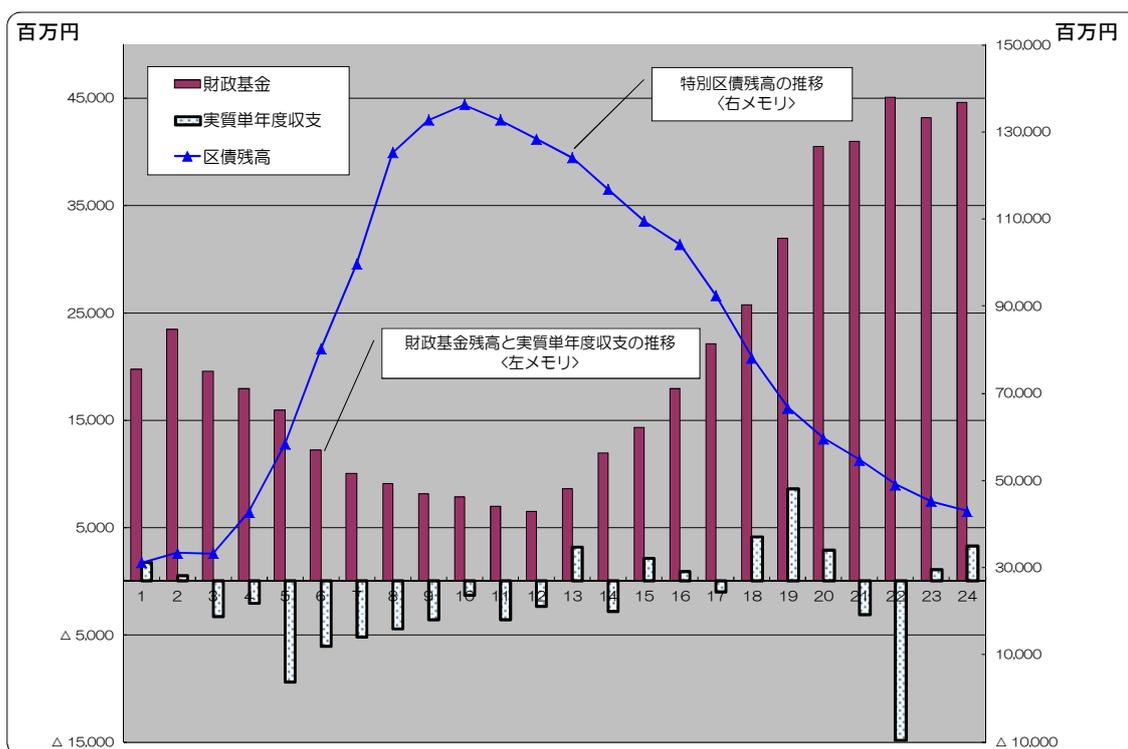
平成 24 年度は、効率的な予算執行と経費縮減努力を行い、実質収支は 89 億円となりました。実質単年度収支※8 は 33 億円となり、平成 23 年度同様プラスとなりました。

【用語解説】 実質単年度収支※8

財政基金への積立・後年度債務の繰上償還のような実質的な赤字要因及び財政基金の取崩しのような赤字要因を除いて考えた場合の数値です。

$$\text{実質単年度収支} = \text{当年度実質収支} - \text{前年度実質収支} + \text{財政基金積立額} + \text{特別区債繰上償還額} - \text{財政基金取崩額}$$

## 実質単年度収支と財政基金・特別区債残高の推移



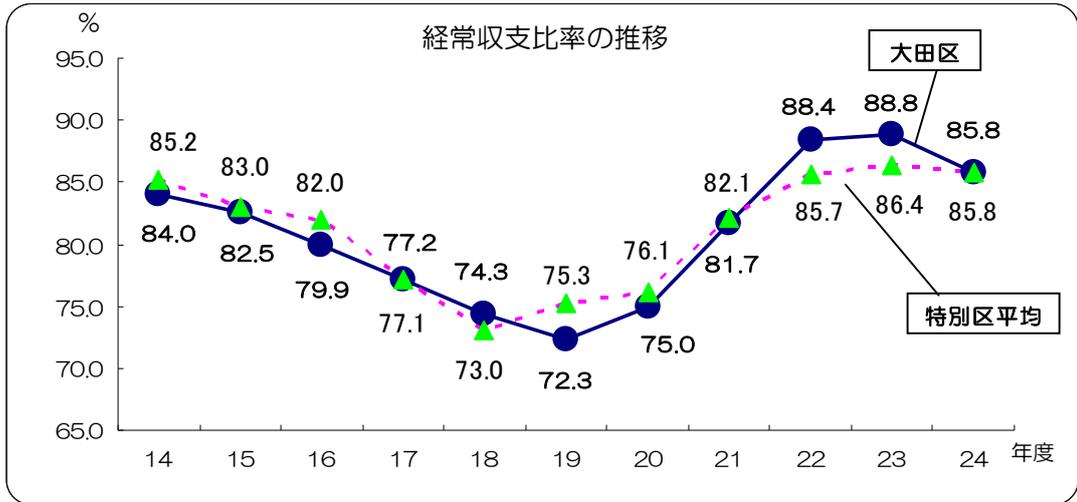
財政基金と特別区債は、予算における単年度の収支とは別に、中長期的な財政運営を行う上で重要な財源となります。財政基金は、現在と将来の区民サービスを安定的に提供していくために計画的に積立てている区の預金です。特別区債は、将来世代の利用と負担を考慮して借り入れる長期的な資金で、施設建設費や用地取得費など、主に区民が利用する区の資産を形成するための建設事業などに活用する、いわば長期ローンです。

その推移をみると、厳しい財政状況のもと計画的な事務事業の展開を図るため、実質単年度収支が連続してマイナスとなった平成3年度から12年度までの10年間の累計で、財政基金残高が約169億円減少し、特別区債残高が約950億円増加となるなど、厳しい財源対策が求められました。平成13年度以降は比較的順調に推移したものの、21年度からは一転して厳しい財政状況となりました。

今後も、これまで順調に償還してきた特別区債や、計画的に積立ててきた財政基金の推移にも十分留意し、区民生活に欠かせない行政サービスを安定的に供給できる財政運営を行っていきます。

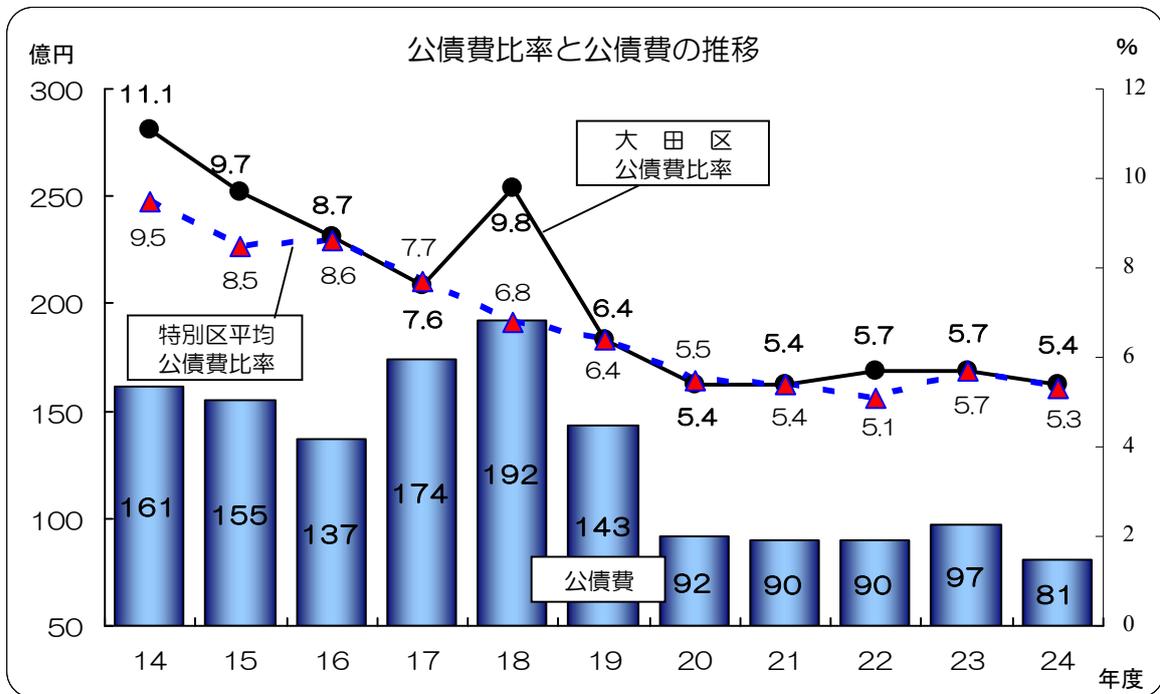
経常収支比率は、特別区民税などのように、あらかじめ用途が決められていない経常的な収入が、人件費や扶助費など経常にかかる経費にどれくらい充当されているかを表します。財政の弾力性を測る指標であり、一般的には70～80%が適正水準といわれています。この比率が低いほど臨時的・緊急的な出費に耐えうる財政力があることとなります。平成24年度は、前年度比で3.0ポイント改善し、85.8%となりました。

家計に例えると、家賃や光熱水費など毎月の必要経費が、月給などほぼ決まった収入のなかにもどの程度占めているかを見ることに相当します。経常収支比率が100%を超えると、特別区税や地方譲与税、特別区交付金など、経常的に収入される一般財源だけでは、経常的経費さえも賄えないことを意味します。平成24年度決算における経常収支比率の改善は、特別区税及び財政調整交付金の増により、歳入経常一般財源が増加となったことによるものです。



公債費は、借り入れた特別区債の元利償還金の支払いに要する経費です。平成 24 年度の公債費比率<sup>※9</sup>は、前年度比マイナス 0.3 ポイントの 5.4%となりました。財政構造の健全性を維持するためには、一般的に 10%を超えないことが望ましいとされています。

公債費は、平成 17・18 年度はそれぞれ前年度を上回っています。17 年度は、「大森ふるさとの浜辺整備事業」における埋立事業に係る区債 (54 億円) を国の運用方針に基づき繰上償還しました。18 年度は、本庁舎整備のために発行した区債の借換えを行わずに 49 億円の償還を行ったことや簡易生命保険資金のうち、利子負担を考慮し、利率が 6%以上のもの 30 億円の繰上償還を行いました。このため数値が一時的に上昇したものです。これら区債残高の積極的な圧縮によって、将来の財政負担を減少させる効果を生み出しています。



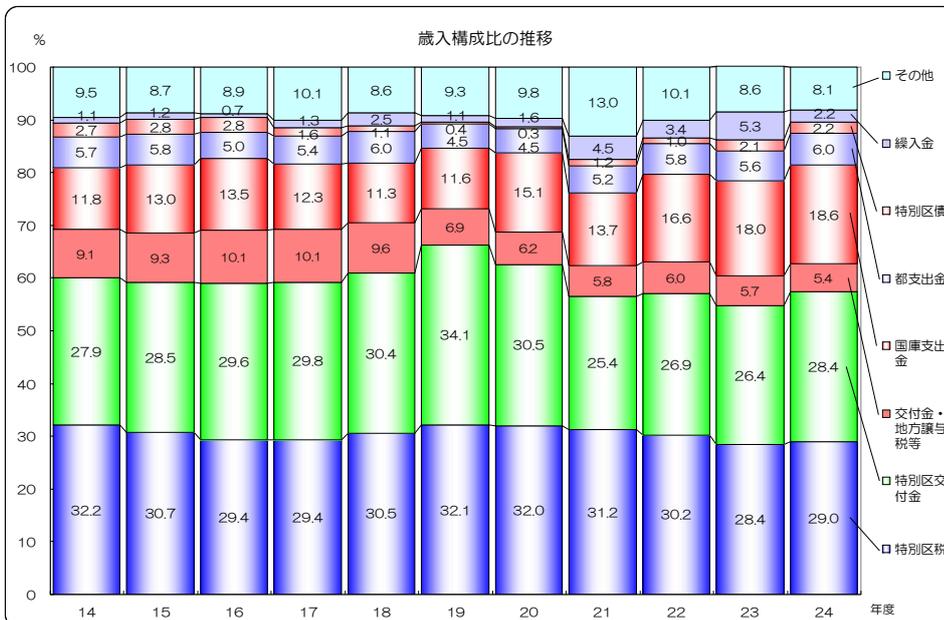
【用語解説】公債費比率<sup>※9</sup>  
一般財源をもとに算出した各自治体の標準的な財政規模等に占める、公債費充当一般財源の割合を示す指標です。

## (2) 平成 24 年度歳入の状況

歳入の概要（単位：千円、％）

区分	平成24年度				平成23年度
	決算額	構成比	増減額	増減率	決算額
特別区税	66,849,218	29.0	1,038,230	1.6	65,810,988
特別区民税	61,490,667	26.7	1,133,901	1.9	60,356,766
特別区交付金	65,430,244	28.4	4,425,713	7.3	61,004,531
交付金・地方譲与税等	12,439,171	5.4	△ 737,859	△ 5.6	13,177,030
一般財源計	144,718,633	62.9	4,726,084	3.4	139,992,549
国庫支出金	42,790,652	18.6	1,235,238	3.0	41,555,414
都支出金	13,865,123	6.0	879,616	6.8	12,985,507
繰入金	5,066,468	2.2	△ 7,143,574	△ 58.5	12,210,042
特別区債	4,985,000	2.2	220,000	4.6	4,765,000
その他	18,724,038	8.1	△ 1,157,847	△ 5.8	19,881,885
特定財源計	85,431,281	37.1	△ 5,966,567	△ 6.5	91,397,848
合計	230,149,914	100.0	△ 1,240,483	△ 0.5	231,390,397

大田区の歳入の特徴は、特別区税と特別区交付金で全体の約 57%を占めていることです。特別区税については、9割以上を特別区民税が占めています。これらの歳入が、これまで区が提供する行政サービスの安定的な財源となってきました。平成 24 年度、特別区税は、特別区たばこ税が 1 億円（1.9%）の減となった一方、特別区民税が 11 億円（1.9%）の増となりました。特別区交付金は、調整三税の一つである市町村民税法人分（都税）の増収などにより 44 億円（7.3%）の増となりました。国庫支出金は、生活保護措置費等の影響により、12 億円（3.0%）の増、繰入金は、工事完了による大田区総合体育館整備資金積立基金繰入金の減などにより 71 億円の減となっています。



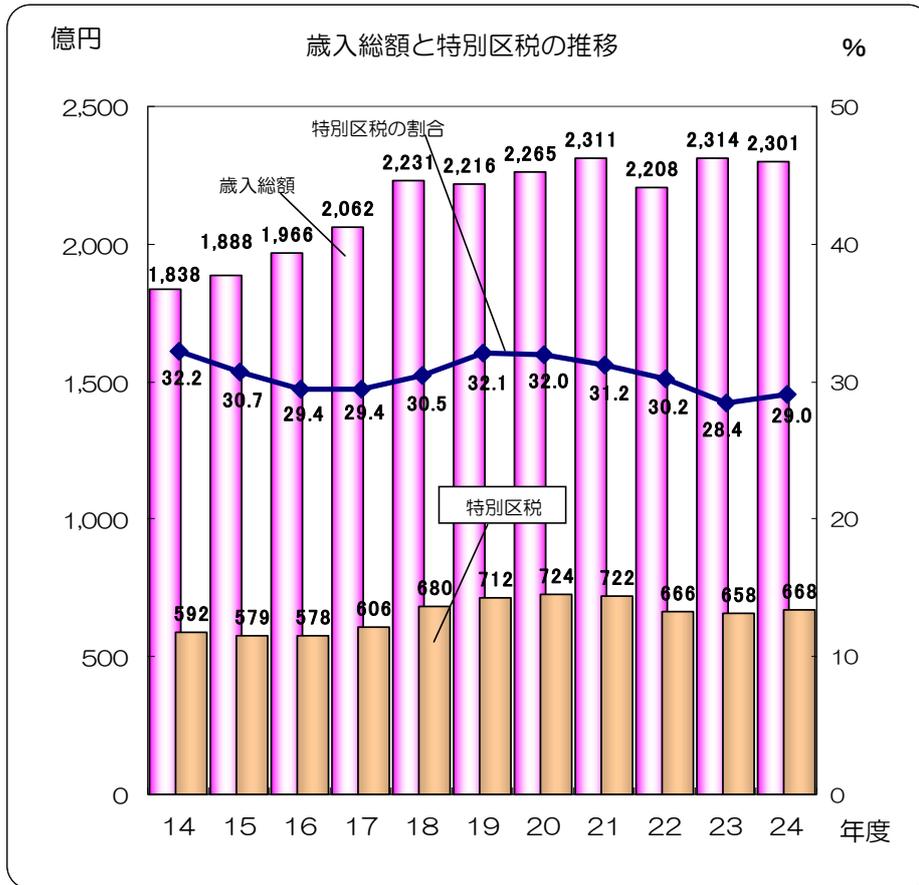
完了による大田区総合体育館整備資金積立基金繰入金の減などにより 71 億円の減となっています。

特別区債は、未来プランの財政計画に基づき、世代間の負担の公平性や、将来への財政負担を考慮しながら、発行しています。平成 24 年度は、京急線の連続立体交差事業などに

ついて起債を行い2億円の増となりました。

特別区交付金の都から特別区への配分率は、平成12年度から清掃事業等の移管に伴う変更(44%から52%)、平成19年度から三位一体の改革等に伴う変更(52%から55%)が行われました。大田区の歳入に占める割合をみると、特別区交付金は、特別区税に次ぐものとなっています。

①特別区税



(単位：億円、%)

区分	14年度		15年度		16年度		17年度		18年度		19年度		20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
	収入額	構成比																				
特別区民税	541	91.3	526	90.8	522	90.2	550	90.7	622	91.5	655	91.9	673	93.0	675	93.5	618	92.9	604	91.7	615	92.0
軽自動車税	2	0.3	2	0.4	2	0.4	2	0.3	2	0.3	2	0.3	2	0.3	2	0.3	2	0.3	2	0.3	2	0.3
特別区たばこ税	49	8.3	51	8.8	54	9.4	54	9.0	56	8.2	55	7.7	49	6.7	44	6.1	45	6.8	52	7.9	51	7.7
雑産税	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
入湯税	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	592	100.0	579	100.0	578	100.0	606	100.0	680	100.0	712	100.0	724	100.0	722	100.0	666	100.0	658	100.0	668	100.0

平成24年度は特別区税収入が668億円となり、うち、特別区民税は615億円となりました。25年度当初予算では、特別区税収入を657億円(24年度当初予算は646億円)と見込んでいます。景気動向と相関関係を有しているため、今後の動向に十分留意していきます。

## ②特別区交付金

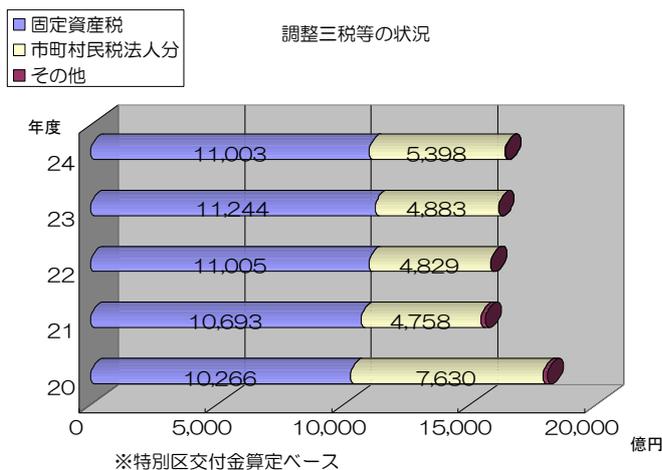
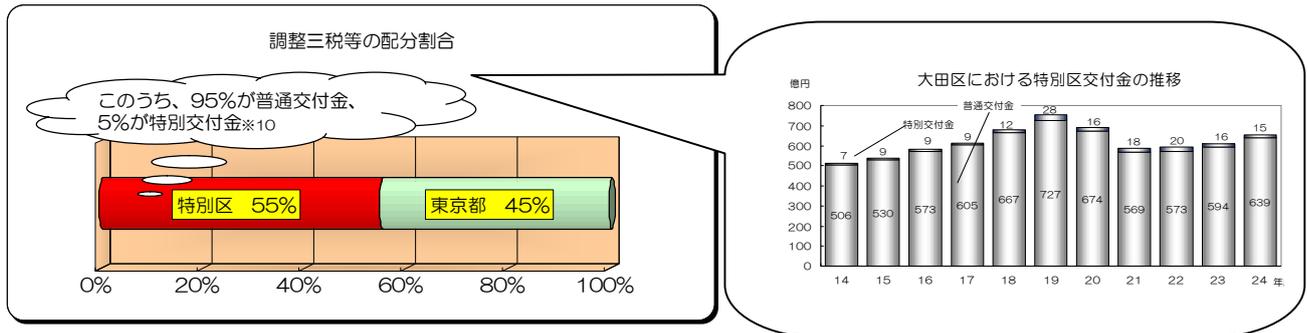
特別区税とともに歳入の基幹財源として、都区財政調整制度に基づく特別区交付金があります。都区財政調整制度は、東京都と特別区間における特有の制度で、次の二つの機能があります。

### <機能1 都区間の財源配分>

特別区の区域は、東京都と特別区が相互に分担して大都市事務を行っているため、都区間の事務配分は他の道府県と市町村との関係とは大きく異なっています。例えば、一般に市町村事務である消防や上下水道などは、現在、一体的・統一的に進めていく大都市事務に位置付けられているため、東京都が行っています。このような事務配分から都区間で独自のルールを定め、財源を分け合う必要があります。その方法として、市町村税である市町村民税法人分、固定資産税、特別土地保有税を都税として都が徴収し、この三つの税をいわゆる「調整三税」として、都区間の事務分担に応じて配分しています。

### <機能2 特別区相互間の財政調整>

特別区の間でも大きな税源の偏在が存在しています。各区がそれぞれ標準的な行政を行うのに必要な経費が収入されるべき額に満たない場合は、現在の制度においては、不足分は特別区交付金によって補填されます。こうした仕組みによって、各区に一定の財源が保障され、基礎自治体として必要な区民サービスを実施する財源を確保するとともに、特別区相互の財源の均衡が図られています。



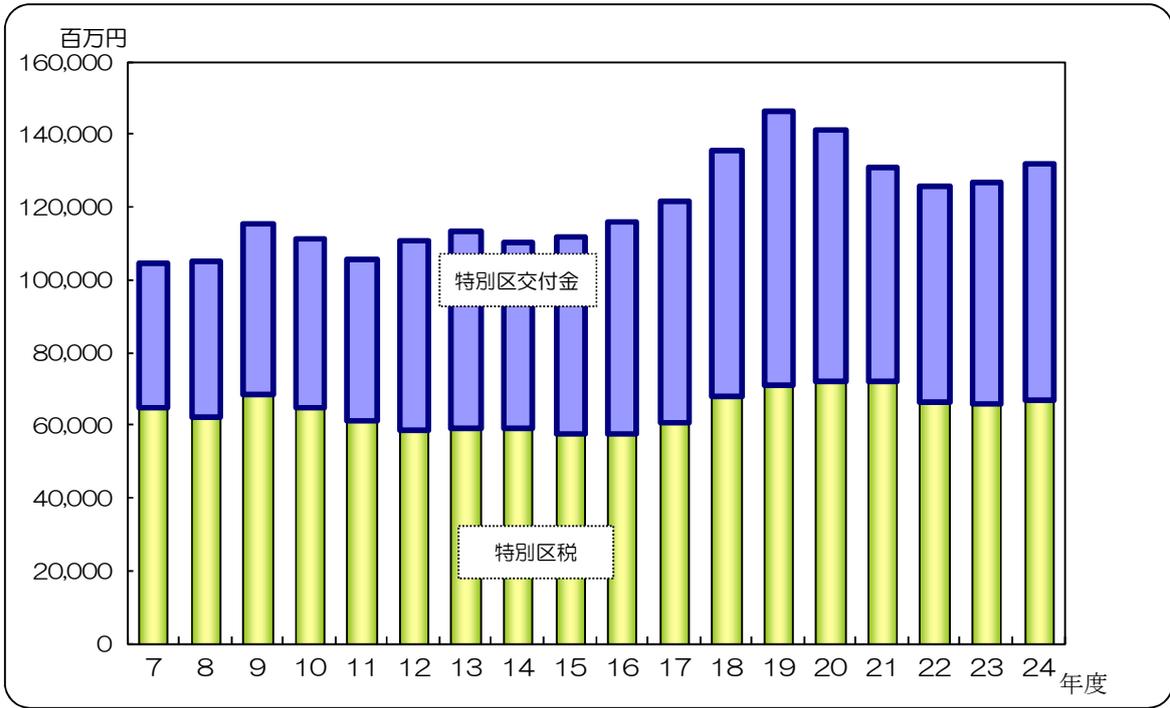
平成21年度以降、「調整三税」のうち、景気の影響を大きく受ける市町村民税法人分の減収が要因となり、特別区交付金は大幅な減収となっています。

#### 【用語解説】特別交付金※10

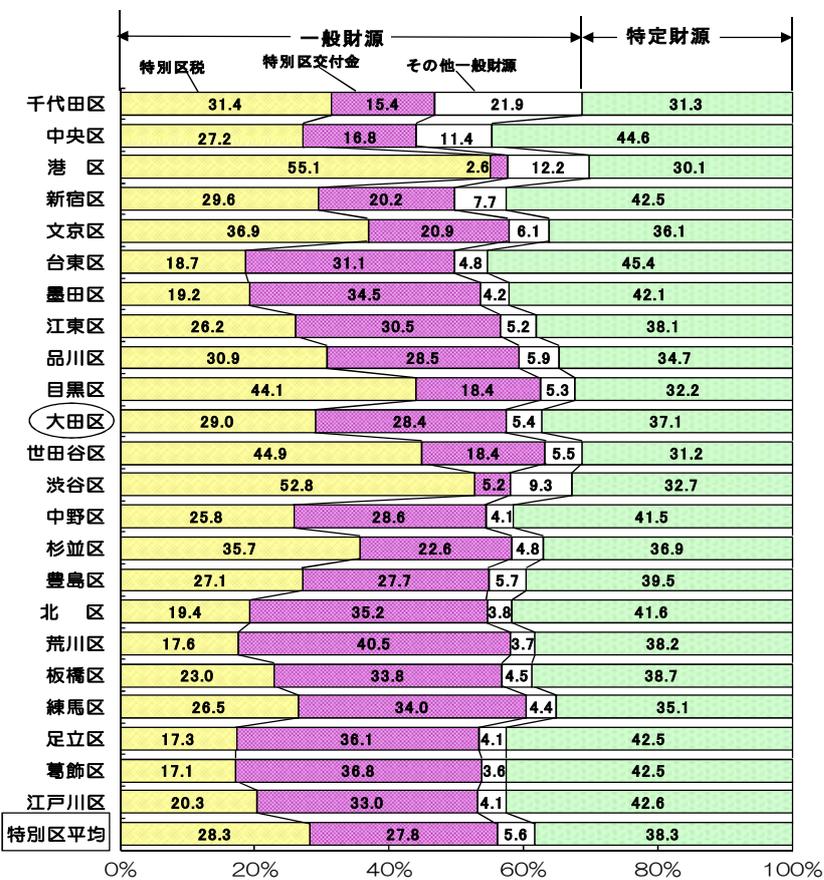
普遍的な行政需要について措置される普通交付金と異なり、災害等の特別な財政負担が強いられた場合や、財政収入が予想外に減少した場合などにそれらの事情を考慮して都から区に交付されるものです。

特別区税と特別区交付金の合計は、区の歳入の5割以上を占める基幹財源となっています。平成24年度決算は、前年度比で、特別区税が1.6%増、特別区交付金が7.3%増となりました。

特別区税・特別区交付金の推移



平成24年度 特別区別財源構成比較 (速報)



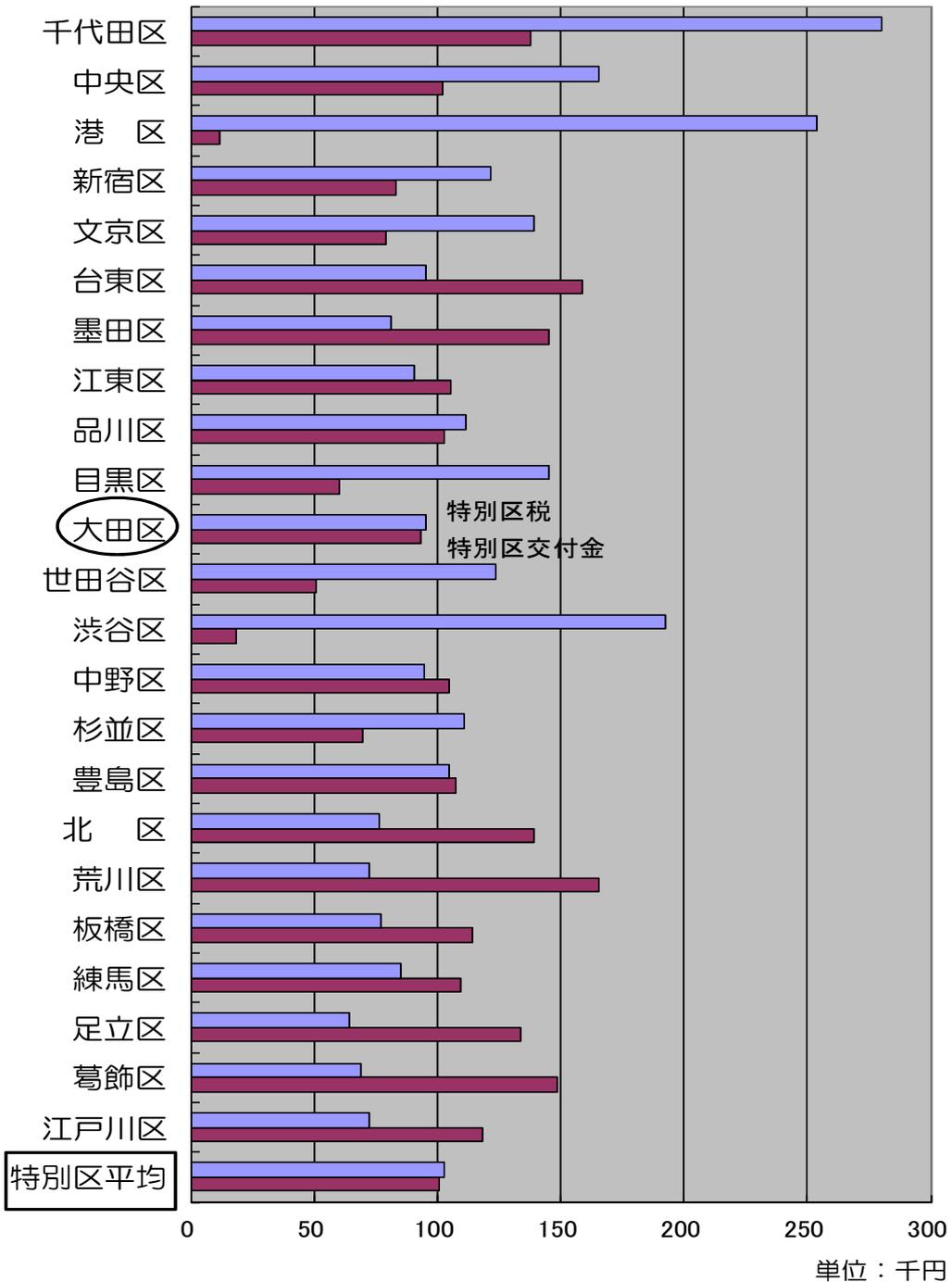
特別区では、一般財源に占める特別区税の割合が少ないほど交付金の割合が高くなっています。これは、特別区交付金が税源の偏在を補い、行政水準の均衡を図るという、まさに特別区相互間の財政調整機能を有していることを示しています。

大田区の財源構成は、特別区税と特別区交付金がそれぞれ歳入の約3割程度となっており、特別区平均と近い構成比となっています。

区民一人あたりの特別区税と特別区交付金を算出すると、特別区平均では、特別区税で 10 万 3 千円、特別区交付金で 10 万 1 千円となっています。大田区は、特別区税が9万 6 千円、特別区交付金が9 万 4 千円であり、特別区平均をやや下回る金額となっています。

この指標について特別区を比較すると大きな格差が生じていることがわかります。

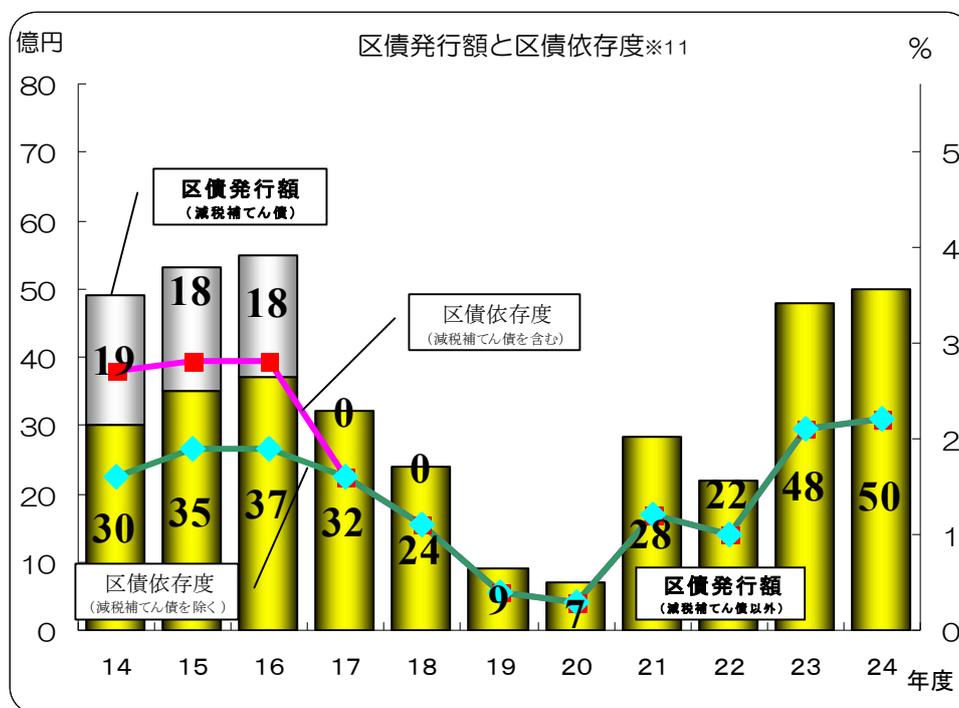
平成24年度 区民一人あたりの特別区税・特別区交付金



### ③特別区債

区はこれまで、将来の世代にも残せる資産の形成や国の減税政策への対応のためなどに特別区債を発行してきました。平成 24 年度は、嶺町小学校の改築工事などの経費に充てるため 49 億 8,500 万円の区債発行を行いました。区債依存度は、2.2%で前年度から 0.1 ポイント上昇しました。

減税補てん債は、国の減税政策に伴い発行した区債ですが、平成 17 年度以降発行していません。



区分	年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
歳入総額 (億円)		1,838	1,888	1,966	2,062	2,231	2,216	2,265	2,311	2,208	2,314	2,301
■ 区債依存度 (減税補てん債を含む) (%)		2.7	2.8	2.8	1.6	1.1	0.4	0.3	1.2	1.0	2.1	2.2
◆ 区債依存度 (減税補てん債を除く) (%)		1.6	1.9	1.9	1.6	1.1	0.4	0.3	1.2	1.0	2.1	2.2

区債が持つ機能を適切に活用することは、財政運営上大変重要なものです。

#### <機能1 財源の年度間調整>

公共施設建設など大規模な建設事業の経費を、単年度の一般財源で賄うことには限界があります。区債を活用して資金を調達し、後年度にその償還を行っていくという形で財政負担を平準化することで、計画的な財政運営が可能となります。

#### <機能2 世代間の負担均衡>

道路や学校などの施設は、現在の世代だけでなく将来の世代にも利用されるものです。そのような施設の建設費用を建設時の税込等で全額を負担すると、特定の世代（建設時の世代）に大きな負担が偏り、世代間の不公平が生じます。区債を活用して後年度にその償還を順次行っていくことで、世代間の負担の公平性を担保することができます。

【用語解説】区債依存度※11  
 歳入総額に占める区債発行額の割合のことで次の算式で求められます。  

$$\text{区債依存度 (\%)} = \text{区債発行額} \div \text{歳入総額} \times 100$$

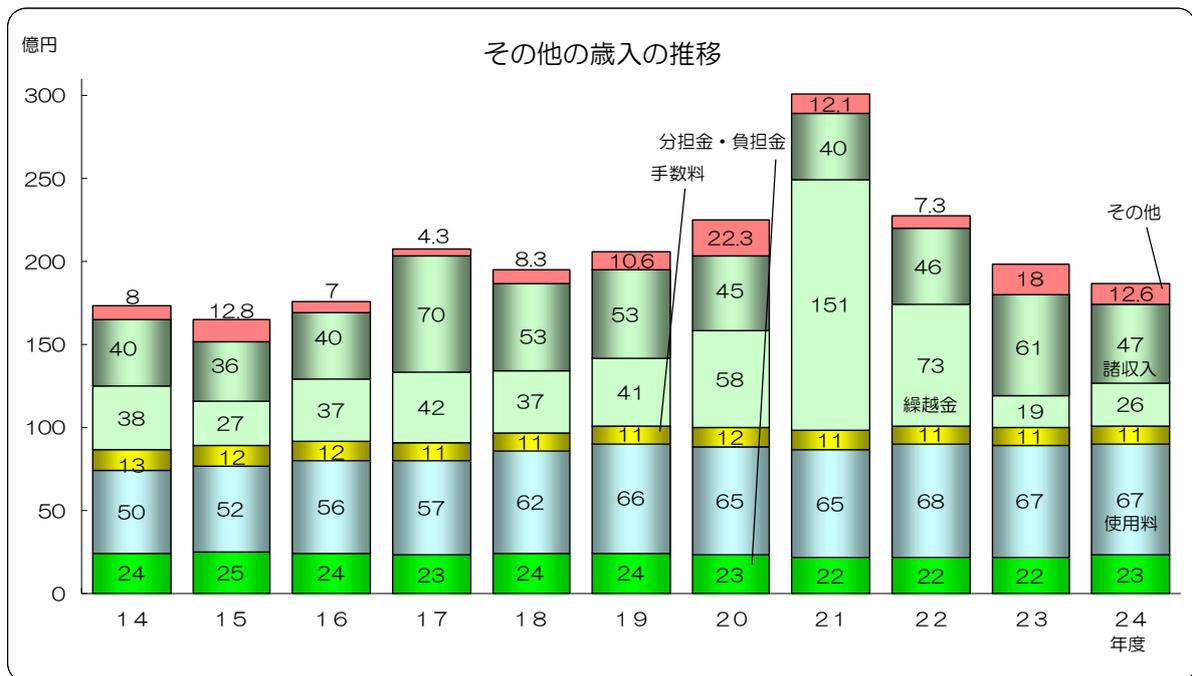
④その他の歳入

これらの他、歳入の主なものには、使用料・手数料、繰越金、諸収入などがあります。

使用料・手数料は、認可保育所保育料や公営住宅使用料などがあります。平成 24 年度における使用料及び手数料の決算額は、あわせて 78 億円で、歳入総額に占める割合は 3.4%となっています。事務事業の見直しなどにより人件費等のコストを縮減して、使用料・手数料の原価を抑制していくことは重要です。一方、サービスと受益が明確に対応するような事務事業に関しては、受益者負担の観点から、適正なコストを使用料・手数料として負担していただく必要があります。

繰越金は、前年度に比べ 7 億円の増となりました。

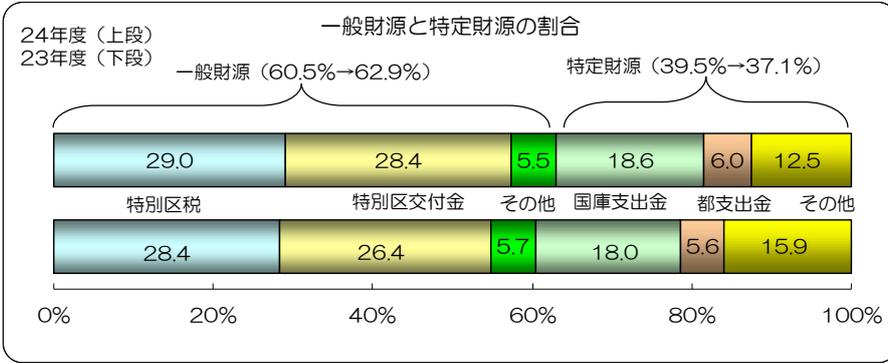
諸収入の主なものは、過去に貸付けた資金や受託事業に係る収入です。



### (3) 財源の性質

#### ①一般財源と特定財源

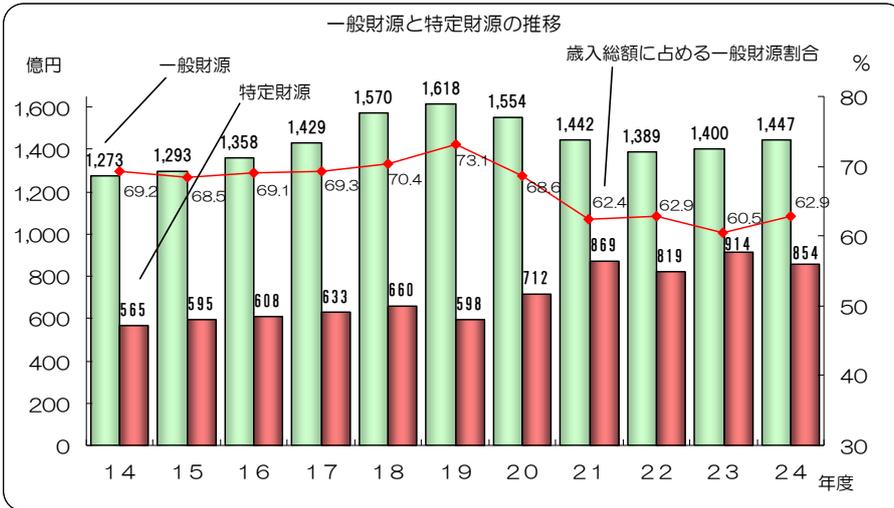
歳入は、特別区税や特別区交付金など、あらかじめ使途が決められておらず、区が自由に使える「一般財源」と、国・都支出金や特別区債など特定の目的のためにしか使えない「特定財源」に分けることができます。歳入総額に占める一般財源の比率が高いほど財政運営の自主性、弾力性が高いといえます。



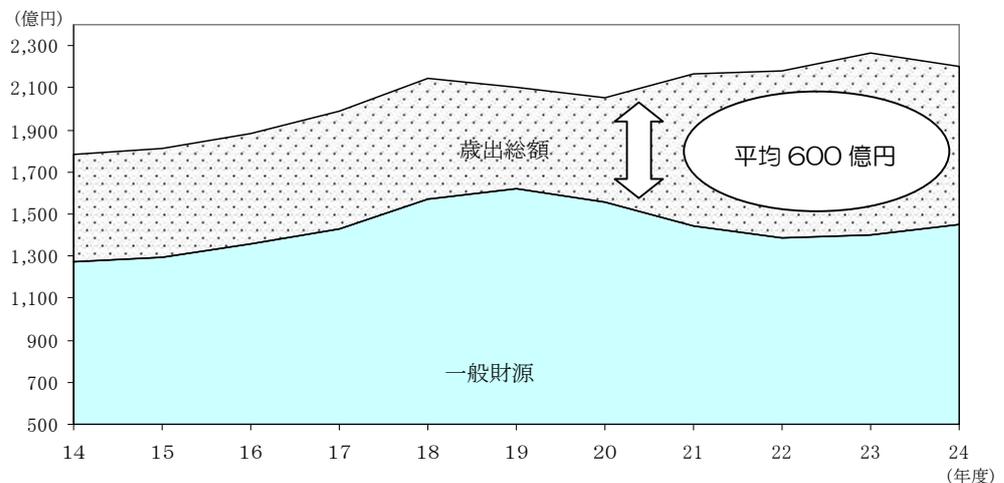
平成 24 年度は、歳入総額に占める一般財源の割合は 62.9%で、前年度に比べて 2.4 ポイント増加しました。

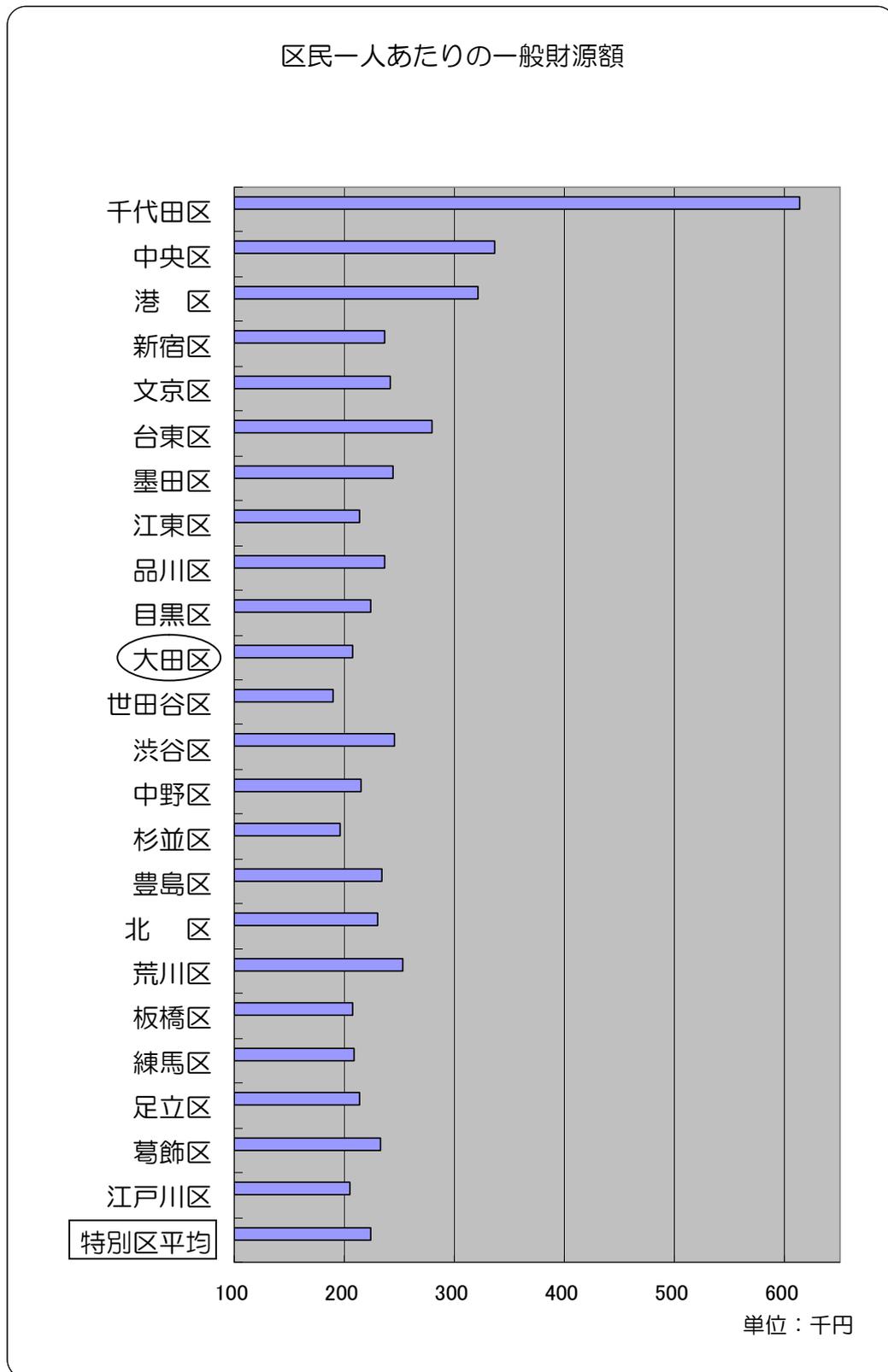
一般財源は、総額が 47 億円増加し、特別区税の割合が 0.6 ポイントの増、特別区交付金の割合が 2.0 ポイントの増となりました。

特定財源は、総額で 60 億円、2.4 ポイント減少しました。主なものとして、繰入金 が 3.1 ポイントの減となっています。これは、大田区総合体育館整備資金積立基金繰入金の減などが主な要因です。



一般財源と歳出総額のギャップはここ 10 年の平均で約 600 億円、平成 24 年度は 751 億円にも達しており、財政運営上の制約要因となっています。



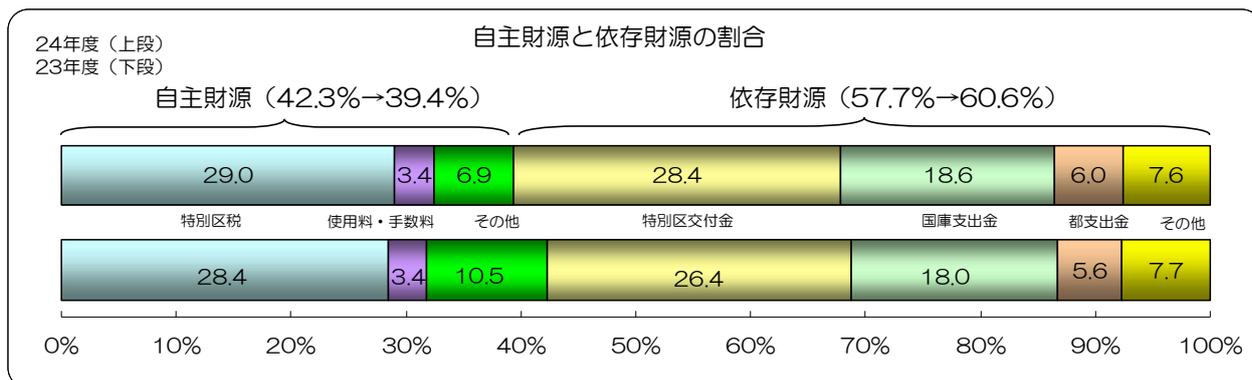


区民一人あたりの一般財源額を比較すると、大田区は約 21 万円となり、特別区平均約 22 万円を下回っています。

## ②自主財源と依存財源

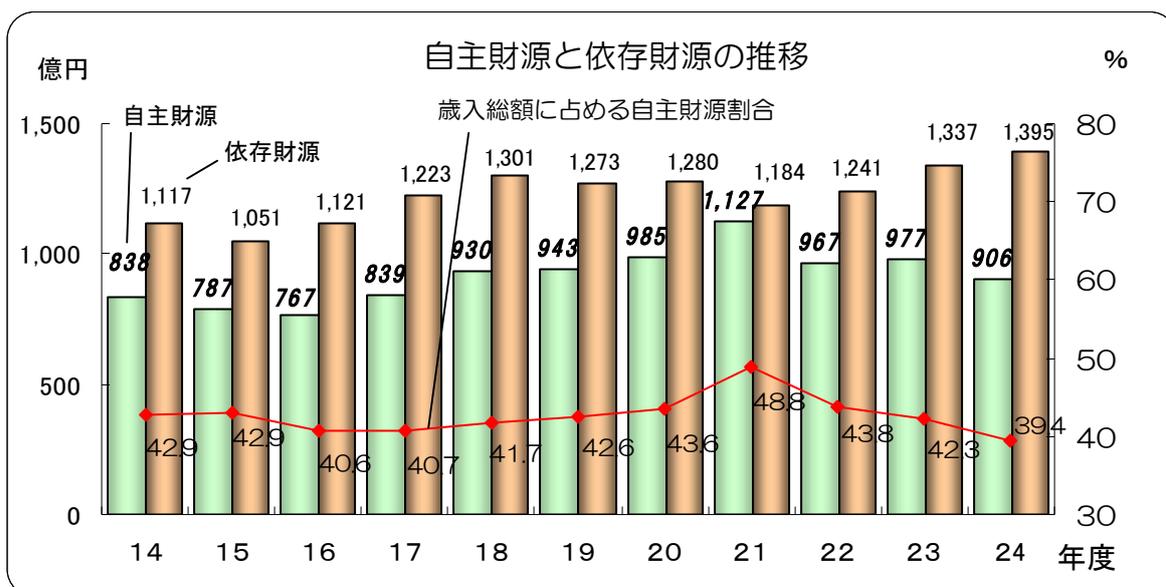
自主財源は、区が自ら調達できる財源をいい、特別区税、使用料・手数料、財産収入などがこれにあたります。依存財源は、国や都から交付される財源等をいい、国・都支出金、地方譲与税、特別区交付金、特別区債などが該当します。

地方公共団体が自主・自立的な財政運営を行うためには、区の工夫や努力を反映する自主財源の占める割合が高い方が望ましいといえます。自主財源の割合が高いほど区民サービスと租税負担の関係がより明確になるため、区財政に対する関心が高まることも期待できます。



平成 24 年度の自主財源の割合をみると 39.4%で、前年度と比べて 2.9 ポイントの減少となっています。依存財源である特別区交付金、国庫支出金の生活保護措置費が増となったことなどが主な要因です。

自主財源の割合は、特別区税の収入動向や特別区交付金の変動等に影響を受けます。平成 17 年度以降自主財源の歳入総額に占める割合は緩やかに上昇していましたが、21 年度を境に大きく下降を続けています。



## (4) 平成24年度歳出の状況(性質別)

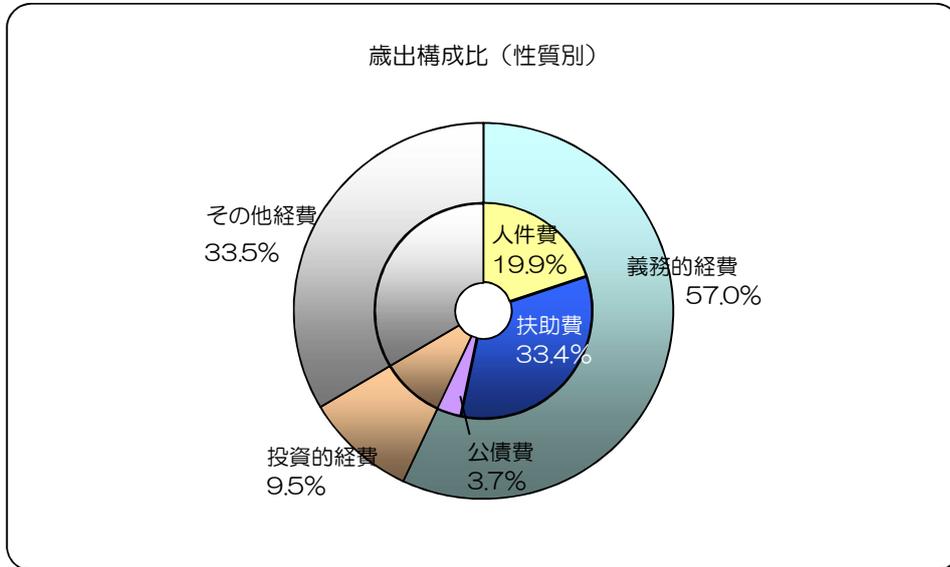
歳出の概要(単位:千円、%)

区分	平成24年度				平成23年度
	決算額	構成比	増減額	増減率	決算額
人件費	43,726,940	19.9	△ 664,205	△ 1.5	44,391,145
扶助費	73,423,714	33.4	1,858,364	2.6	71,565,350
公債費	8,104,118	3.7	△ 1,566,495	△ 16.2	9,670,613
義務的経費計	125,254,772	57.0	△ 372,336	△ 0.3	125,627,108
普通建設事業費	20,851,827	9.5	△ 5,239,585	△ 20.1	26,091,412
補助事業費	8,940,723	4.1	5,483,263	158.6	3,457,460
単独事業費	11,911,104	5.4	△ 10,722,848	△ 47.4	22,633,952
投資的経費計	20,851,827	9.5	△ 5,239,585	△ 20.1	26,091,412
物件費	30,826,575	14.0	241,086	0.8	30,585,489
積立金	2,731,414	1.2	2,449,097	867.5	282,317
繰出金	22,299,111	10.1	△ 2,680,289	△ 10.7	24,979,400
その他	17,856,647	8.1	△ 979,797	△ 5.2	18,836,444
その他経費計	73,713,747	33.5	△ 969,903	△ 1.3	74,683,650
合計	219,820,346	100.0	△ 6,581,824	△ 2.9	226,402,170

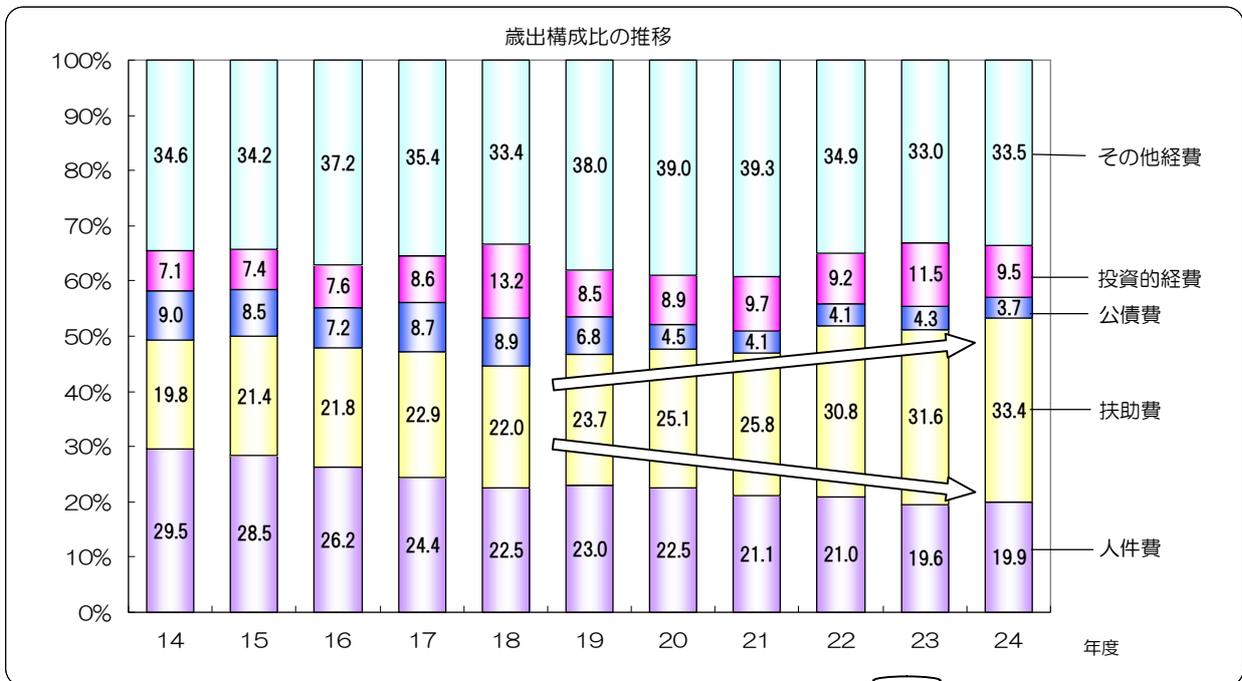
歳出の構成は、どのような性質の経費であるのかをあらわす「性質別歳出」と、どのような行政目的であるのかをあらわす「目的別歳出」に分類できます。

性質別歳出では、人件費・扶助費・公債費をあわせた義務的経費は、歳出総額の5割を超えています。

歳出はその性質によって、大きく、ア 義務的経費（人件費、扶助費、公債費）、イ 投資的経費（施設建設や土地購入等に要する経費）、ウ その他経費の3つに分けられます。義務的経費は、法令の規定あるいはその性質上、支出が義務づけられているもので、歳入が減少したからといって容易に削減することはできない経費です。従ってその割合が高ければ、歳出構造が硬直化していることを意味します。



今後も、扶助費の増大が見込まれ、義務的経費の増加傾向は続き、歳出構造の硬直化がますます進むことが想定されます。弾力的な財政運営を維持するために、さらなる行財政構造改革を断行し、人件費の縮減や歳出総額の抑制を実現していく必要があります。

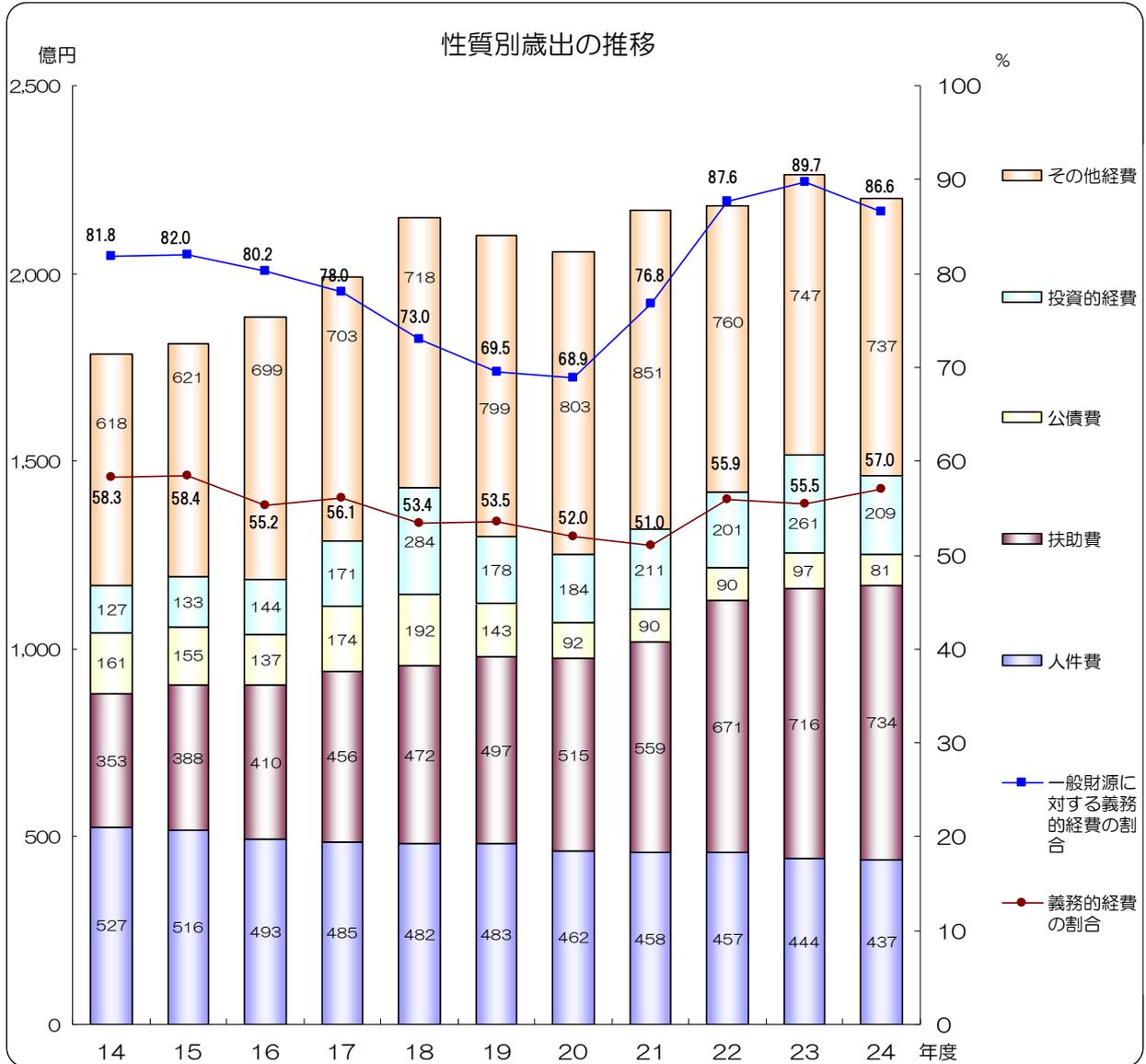


義務的経費に占める扶助費の割合は増加傾向、人件費は減少傾向にあります。

平成 24 年度の義務的経費の総額は、前年度と比べて 4 億円の減となっています。扶助費が、生活保護費や介護給付費などの伸びにより 19 億円の増となる一方、人件費は、職員定数の削減などにより 7 億円の減、公債費も 16 億円の減となっています。

平成 14 年度と比較すると、扶助費は、381 億円もの増となっており、人件費の 90 億円の減を大きく上回っています。義務的経費は、14 年度 1,041 億円から 24 年度 1,253 億円まで増加しています。

一般財源に対する義務的経費の割合は、平成 22 年度以降、80%台後半にあります。



義務的経費と投資的経費等の推移

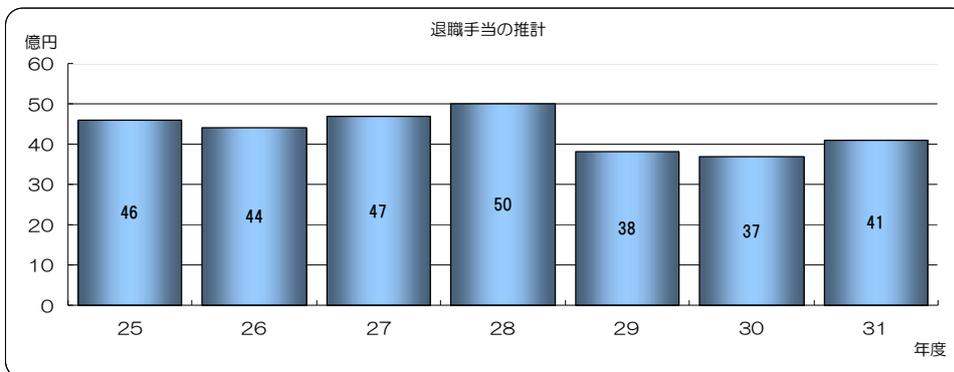
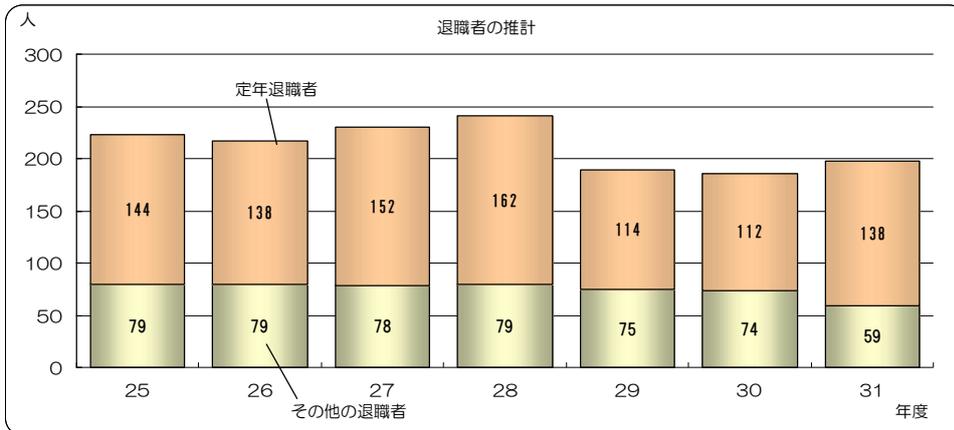
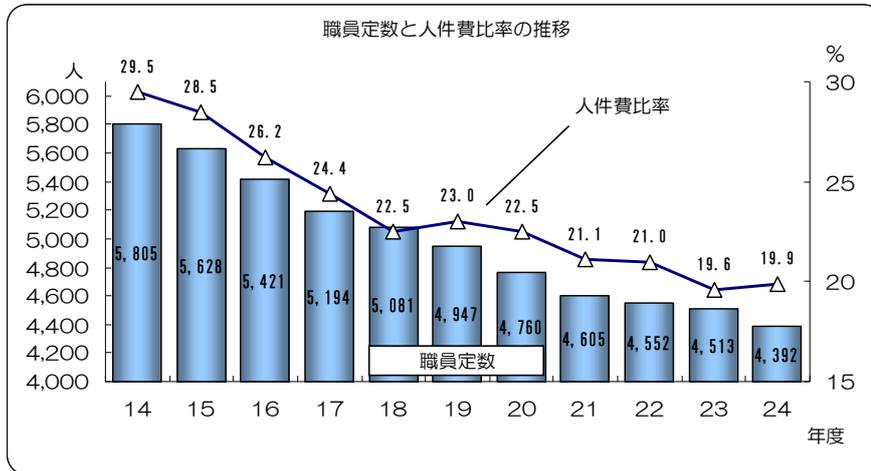
(単位：億円)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
義務的経費	1,041	1,059	1,040	1,115	1,146	1,124	1,070	1,107	1,217	1,256	1,253
投資的経費	127	133	144	171	284	178	184	211	201	261	209
その他経費	618	621	699	703	718	799	803	851	760	748	737
合計	1,786	1,813	1,883	1,989	2,148	2,101	2,056	2,169	2,179	2,264	2,198

① 義務的経費

◇ 人件費※12

区は、平成22年6月に「大田区職員定数基本計画（平成23～25年度）」、平成25年6月に、「大田区職員定数基本計画（平成26～28年度）」を策定し、計画的な職員定数の削減に努めています。



退職手当は職員の世代構成などにより、年度によって多数の退職者が発生するため、大きな財政負担を生じます。今後、多数の定年退職者が続くと想定できます。

また、地方公務員の雇用と年金を確実に接続するため、新たに設計される再任用制度により、今後、60歳を超える職員数が大幅に増加します。

【用語解説】人件費※12

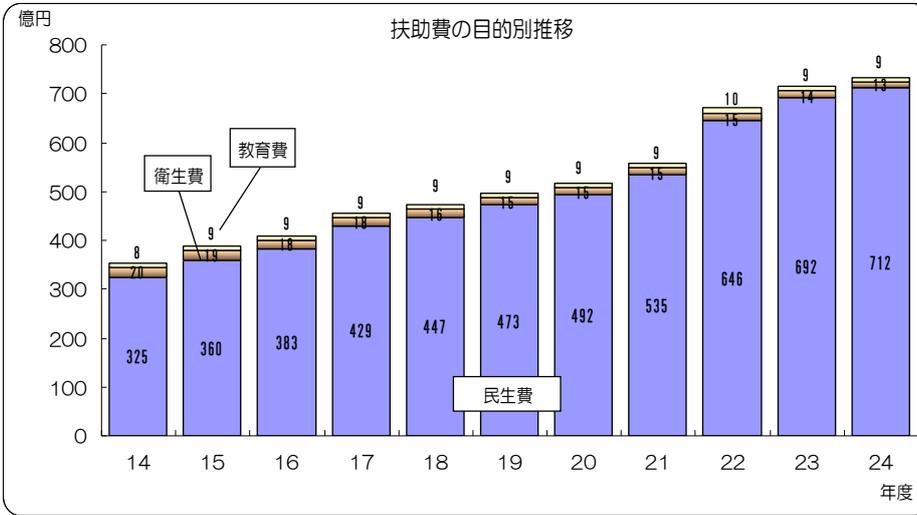
人件費（普通会計）＝（一般会計人件費＋派遣職員人件費）－（公営事業会計人件費＋事業費支弁人件費）

人件費比率とは、歳出総額に占める人件費の割合で、財政構造の弾力性を見る指標の一つです。

$$\text{人件費比率 (\%)} = \text{人件費} \div \text{歳出総額} \times 100$$

◇ 扶助費

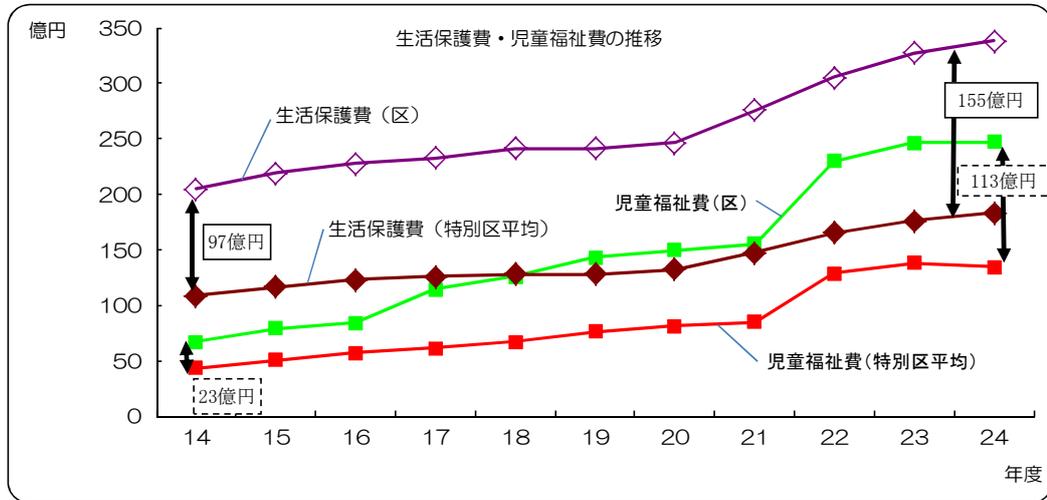
扶助費は、社会保障制度の一環として、生活保護法や児童福祉法などに基づき、生活困窮者、児童、高齢者、障がい者などに対して支給されるサービスです。



民生費の伸びが影響して、総額は増加傾向にあります。平成 24 年度は生活保護費や障害福祉関連経費が増加したことによって、19 億円の増となりました。

生活保護費が増加傾向にあるなど、今後も民生費の伸びが想定されます。

扶助費のうち民生費の推移の内容をさらに詳しくみると、生活保護費と児童福祉費が大きな伸びを示しています。特別区平均と比較しても、平成 14 年度と 24 年度では歳出額の差が拡大する傾向にあります。



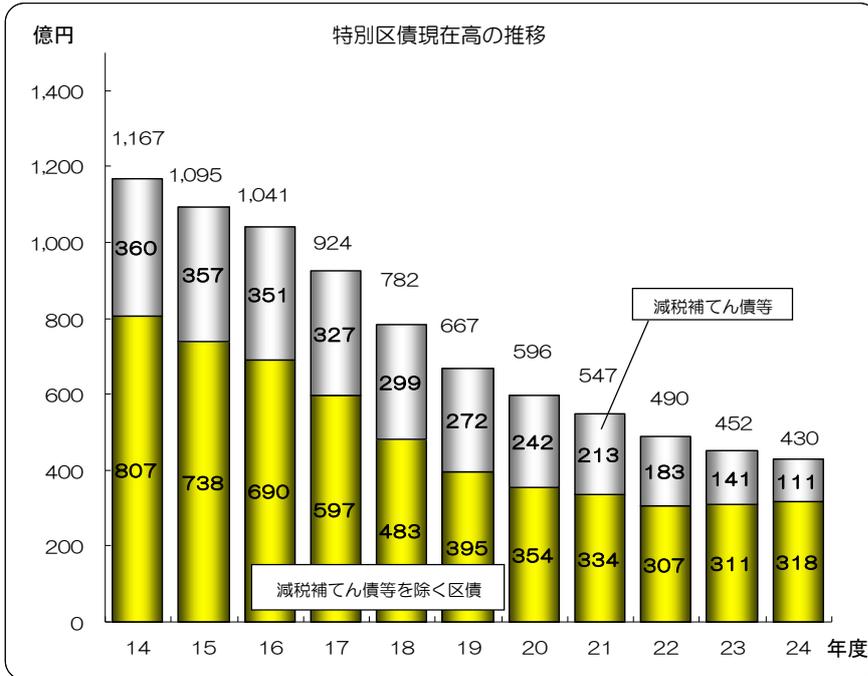
◇ 公債費

公債費は、過去に発行した区債の元金及び利子の支払いに要する経費です。家計に例えると住宅ローン等の返済にあたります。区の公債費は、区債残高の積極的な圧縮によって、将来負担額は減少しています。

区債残高の推移をみると、平成24年度末は430億円となっています。このうち、111億円は、国が景気対策として行った減税等の影響を受けて発行した区債（減税補てん債等）の残高です。

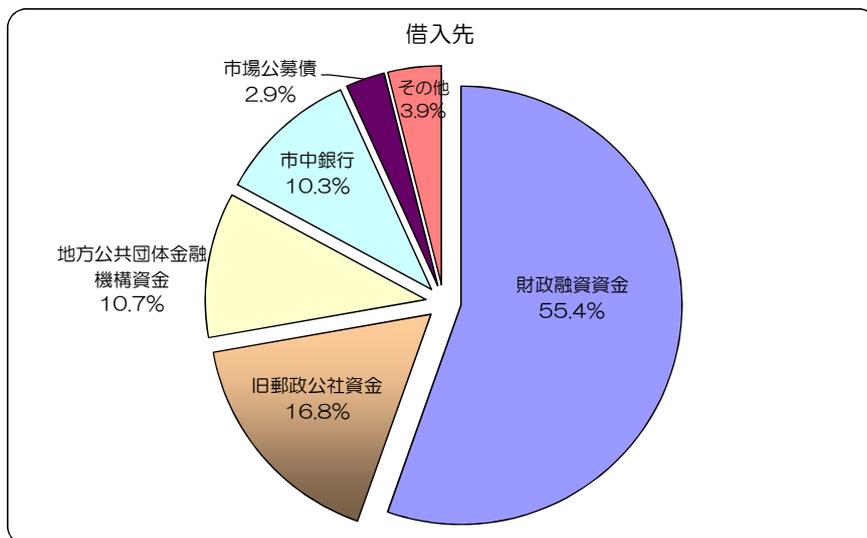
特別区債の活用は、年度間の財源調整や世代間の負担の公平化の観点から、財政運営上非常に重要な

なものです。一方、後年度に償還経費（公債費）が必要になるため、適切な償還計画を立て、将来の負担が過大にならないように借入額を調整することが重要です。



特別区債の借入先は、財政融資や旧郵政公社資金などの政府資金が主なものとなっています。これは小・中学校など大規模かつ長期間使用する施設建設などに活用されています。

金利・期間等を見極めながら、借入先を選定していく必要があります。



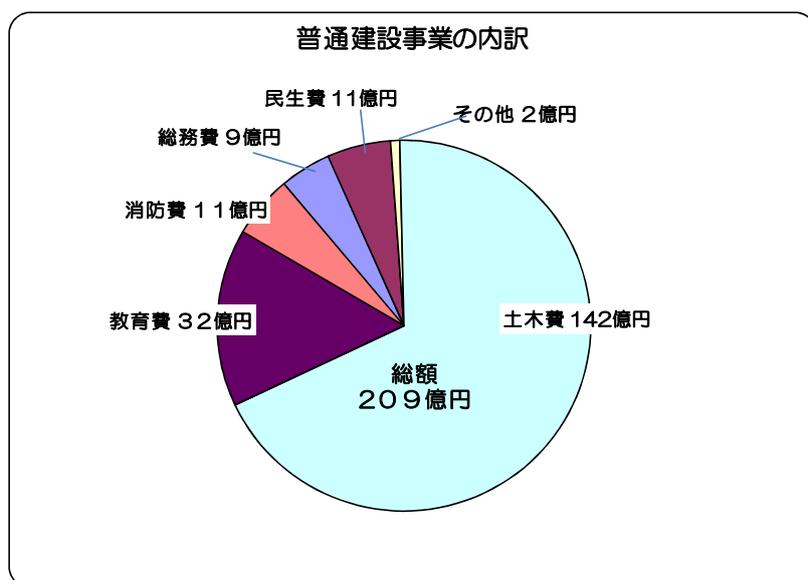
## ② 投資的経費

投資的経費は、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費を合わせたものです。大田区では、災害復旧事業費及び失業対策事業費の支出はありません。

普通建設事業費とは、道路・橋りょう、公園、学校の建設・改築など社会資本の整備に要する経費をいいます。平成24年度の総額は209億円で、前年度比52億円の減となりました。

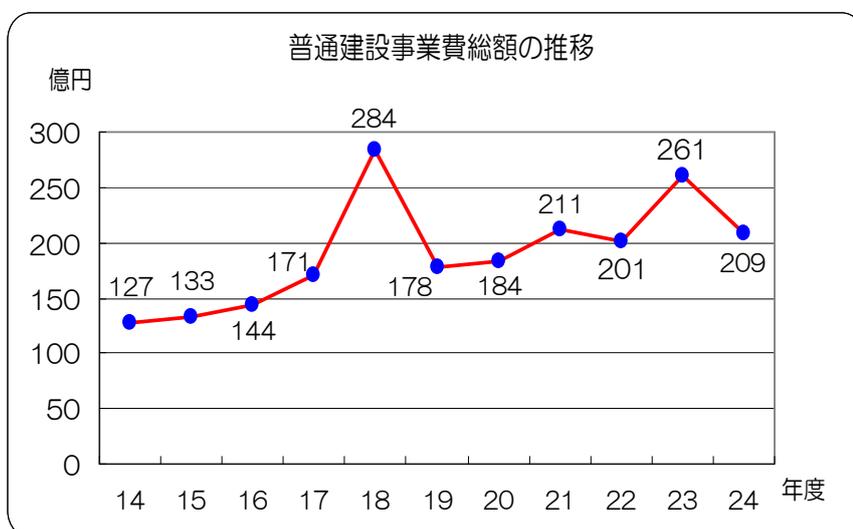
普通建設事業は、都市計画事業の着実な整備や老朽化した施設の改築などを中心に実施しています。区の公共施設は、平成20年12月現在で542施設、総延床面積では、約120万㎡に達しています。建築後30年を経過した施設は全体の51.7%で280施設を超え、面積は全体の57.8%で約70万㎡となっています。これらは、昭和40年～50年代に集中的に建築されており、施設本

体や各種設備の老朽化が進行しています。少子高齢化が進むことを踏まえ、公共施設の整備は将来の区民施設需要動向を視野に入れ、地域ごとの実情に応じた規模の適正化や、施設の複合化、用途の転換等、公共施設を地域資源として有効活用する視点が必要です。

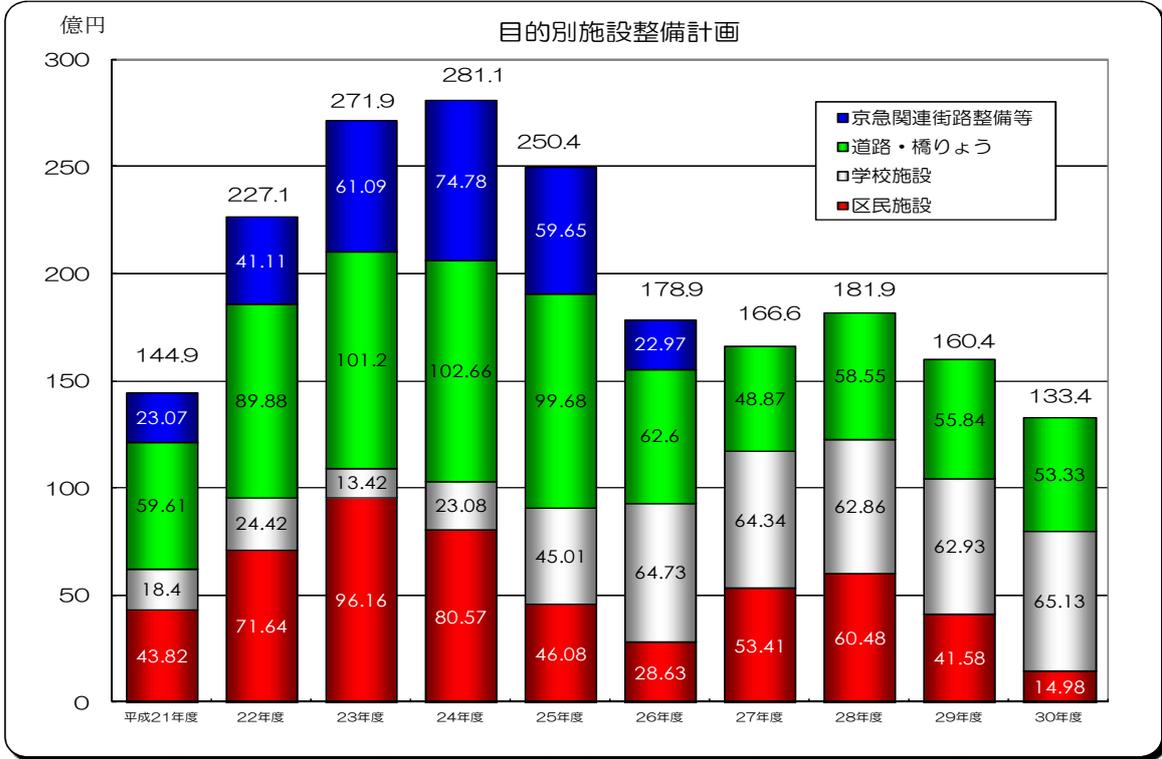


区民の暮らしを支える道路や公園などの都市基盤施設のうち、区道は総延長774kmで、東京から岡山県倉敷市までに相当する距離があります。区道の橋りょうは、河川橋や人道橋も含めて160以上あります。これら膨大な長さの道路・橋りょうは、計画的な維持管理、老朽化による架け替えや耐震性の向上など維持更新のため多大な経費が必要になります。

公衆便所や自転車等駐車場など様々な都市基盤施設は、昭和40年代から平成初期までに整備されたものが多く、さらなる施設の拡充を図りつつ、計画的な維持更新への取組が急務です。



将来に向けた公共施設・社会資本の維持・更新経費は、区財政に与える影響が大きいため、財政状況を見極めながら、財政負担を平準化し計画的に維持・更新を実施することが求められています。



「おおた未来プラン10年(平成21年3月)」策定

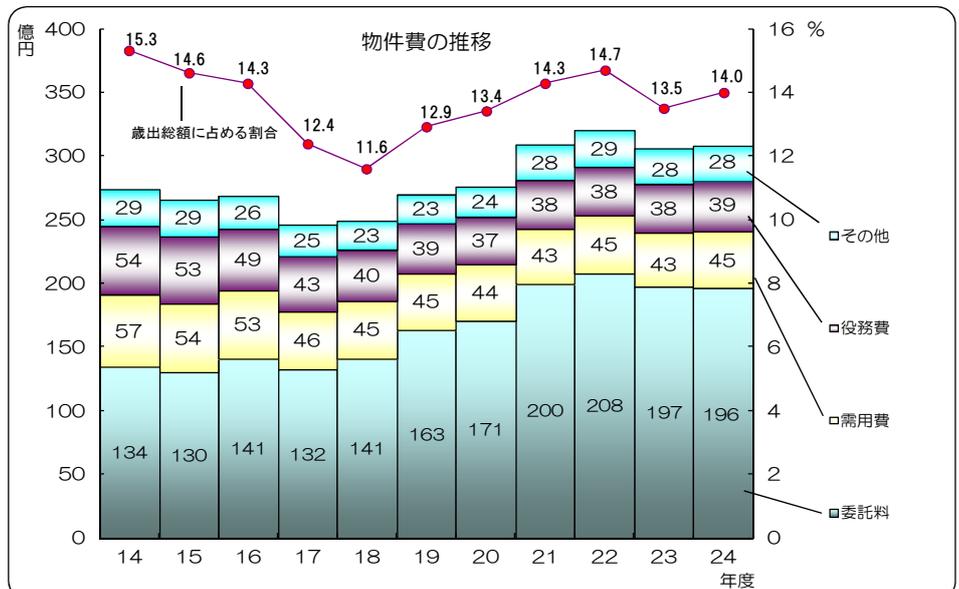
### ③ その他経費

#### ◇ 物件費

物件費は、委託料、需用費(事務用品の購入等の経費)、旅費、役務費(郵券の購入や手数料の支払い等の経費)などです。

物件費の中で高い割合を占めているのは委託料で、効率的区政運営と区民サービスの向上を進めるため、区の事業や施設の管理運営などを民間企業等に委託する経費です。

平成24年度の物件費は、前年度比2億円の増となり、歳出総額に占める割合は14.0%となりました。



◇ 積立金

区は、経費の節減に努め、決算における剰余金を財政基金等に積み立ててきました。基金は、家計に例えると預金等に当たります。平成 24 年度の積立金は 27 億円です。今後の公共施設の整備や新空港線の整備などに活用するために積み立てを行いました。

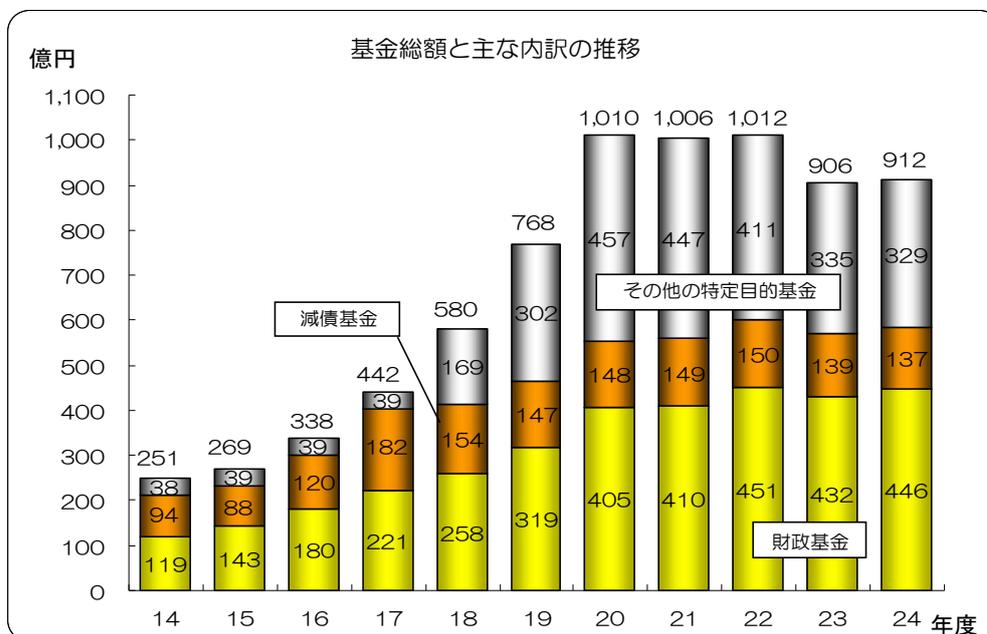
単位：億円

区 分	23年度末現在高	積立額	剰余金積立	取崩	24年度末現在高
財政基金	432	1	24	10	448
減債基金	139			3	136
その他の特定目的基金	335	26		33	328
うち羽田空港対策積立基金	171				171
うち公共施設整備資金積立基金	158	20		33	145
うち新空港線整備資金積立基金		5			5

財政基金は、安定した行財政運営のために必要なもので、使途に限定のない一般財源です。これまでも、景気の変動に伴う税収不足、災害、臨時の歳出などに備えるため、剰余金を積み立てて有効に活用しています。

減債基金は、公債費の財源に充てられるもので、満期一括償還方式による特別区債の返済などに備え、計画的に積み立てを行っています。

その他の特定目的基金は、特定の目的のための財源として充てられるものです。平成 20 年度に今後の行政需要に備えるため、公共施設整備、羽田空港対策、大田区総合体育館整備等の積立を行ったことにより、大きく増となりました。



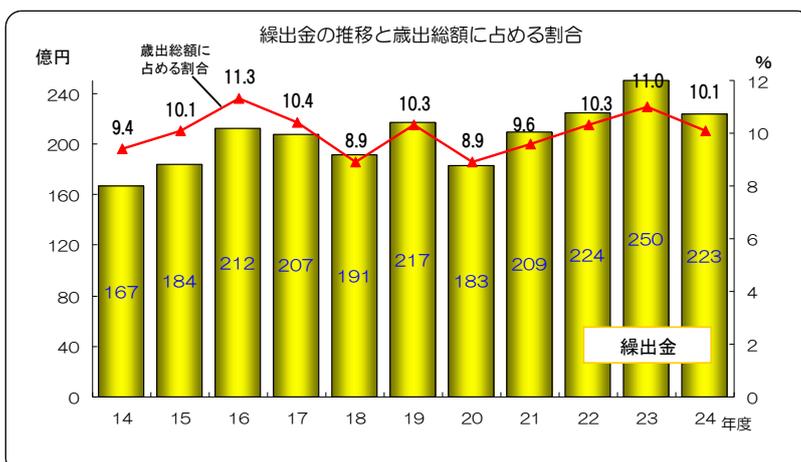
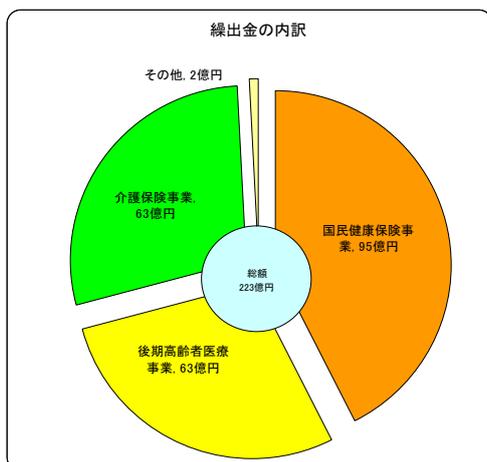
単位：億円

区 分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
主なその他の特定目的基金	33	33	33	33	163	266	411	406	376	329	322
羽田空港対策積立基金	28	28	28	28	28	88	169	170	171	171	171
公共施設整備資金積立基金	5	5	5	5	135	178	242	236	205	158	146
新空港線整備資金積立基金											5

### ◇ 繰出金

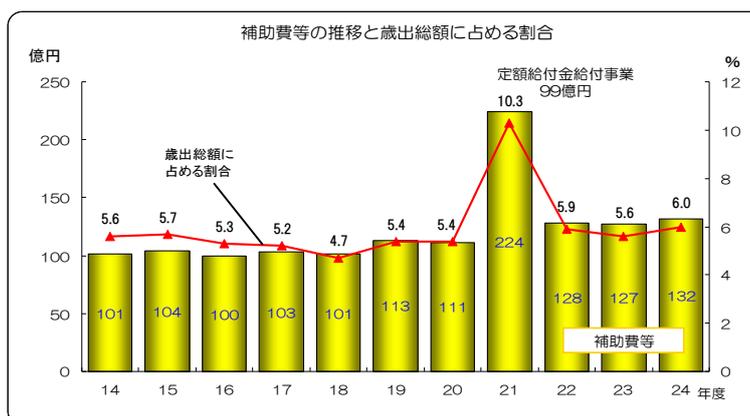
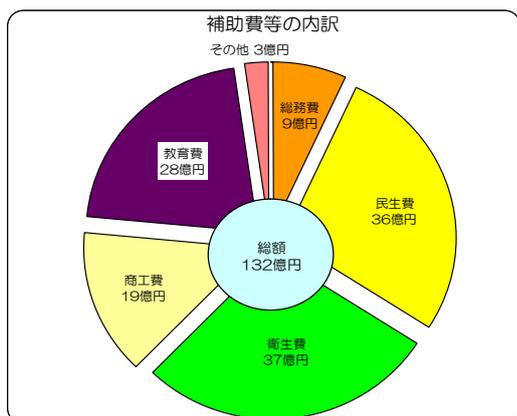
繰出金は、普通会計から公営事業会計※13へ支出される経費で、平成24年度は歳出総額の10.1%を占めています。24年度の繰出金の内訳は、普通会計から国民健康保険事業に95億円（前年度比31億円の減）、後期高齢者医療事業に63億円（前年度比4億円の増）、介護保険事業に63億円（前年度比1億円の増）となるなど、前年度対比で総額27億円の減額となっています。

平成24年度は、前年度対比で減額となりましたが、今後、高齢化がますます進展することに伴い、高齢者医療などの伸びが見込まれ、繰出金の増加が想定されます。



### ◇ 補助費等

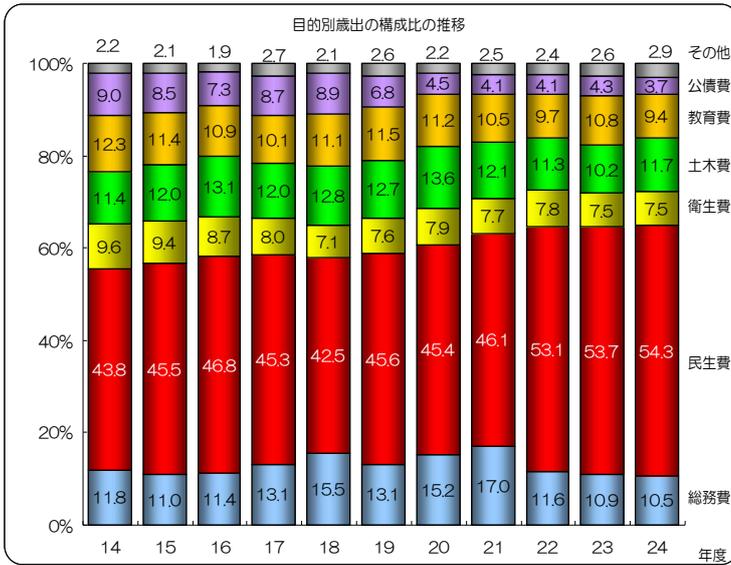
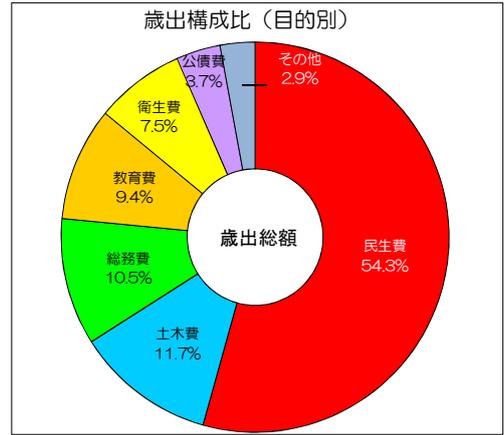
補助費等とは、報償費（講師等の謝礼、原稿料など）、負担金、補助及び交付金（各種協議会や講習会等の分担金・会費、負担金、法令等に基づく補助金など）、公課費（自動車重量税など）などの経費です。平成24年度は132億円で歳出総額の6.0%、前年度比6億円、4.4%の増となりました。主に、前年度国・都支出金等返還金が5億円の増となったためです。



【用語解説】公営事業会計※13  
決算統計上、普通会計以外の会計として取扱う会計の総称です。国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、介護サービス事業などがあります。

### (5) 平成24年度歳出の状況（目的別）

平成24年度の歳出を目的別にみると、民生費が歳出総額の54.3%を占め、土木費、総務費がそれぞれ10%を超えています。ここ数年の特徴として、目的別歳出では、義務的経費が多くを占めている民生費が一番多くなっています。



目的別歳出の金額を年度別にみると、総務費は232億円で、前年度に比べ15億円の減となっています。

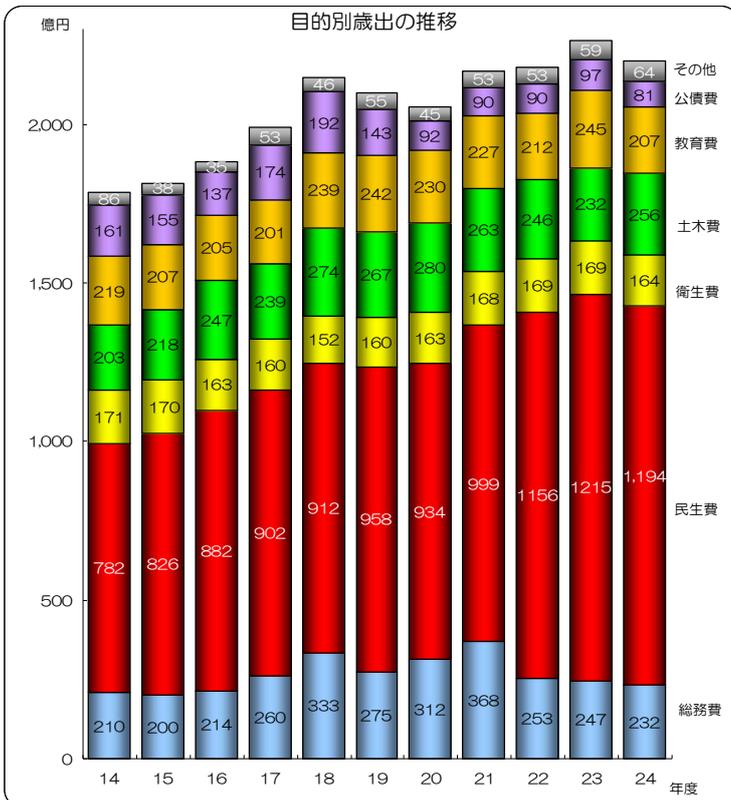
民生費は1,194億円で、前年度に比べ21億円の減となっています。

衛生費は164億円で、前年度に比べ5億円の減となっています。

土木費は256億円で、前年度に比べ24億円の増となっています。

教育費は207億円で、前年度に比べ38億円の減となっています。これは、大田区総合体育館の竣工により建設費が減ったことが主な要因です。

公債費は81億円で、前年度に比べ16億円の減となっています。



平成 24 年度決算 1 万円の使いみち

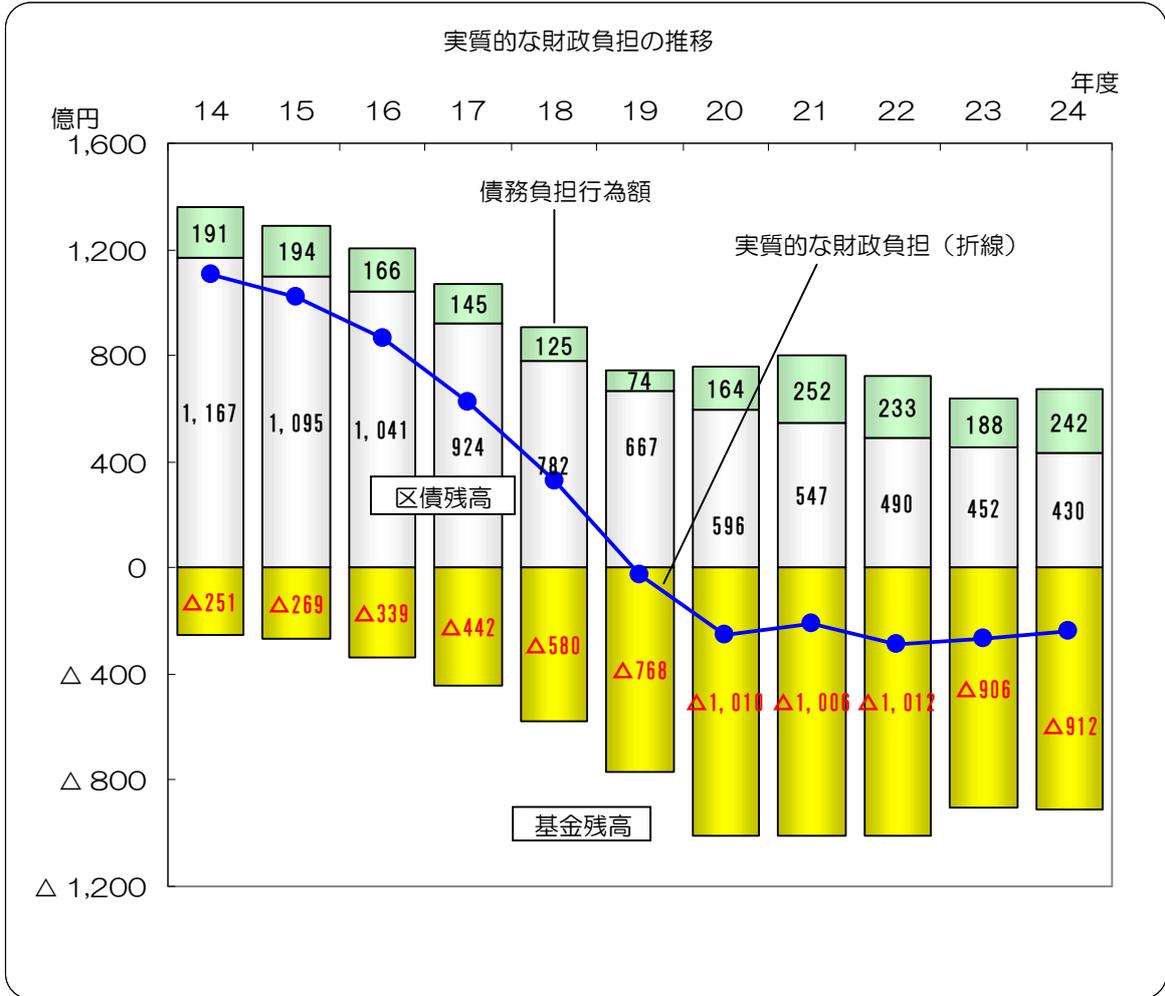
○ どの分野にどのくらい経費を使用したか、1 万円に換算してみました。

使いみち	1 万円の内訳
議会費 (区議会の運営)	50 円
総務費 (区役所や出張所の運営など)	1,053 円
民生費 (高齢者や障がい者の福祉、保育園・児童館の運営など)	5,433 円
衛生費 (保健所の運営、清掃事業など)	746 円
商工費、労働費、農林水産業費 (産業振興、勤労者、農林水産業のための経費など)	157 円
土木費 (道路、公園の整備など)	1,166 円
消防費 (防災関係の経費など)	84 円
教育費 (小・中学校、教育関係の経費など)	941 円
公債費 (区債の償還など)	369 円
合 計	10,000 円

◇ 実質的な財政負担

実質的な財政負担の推移を把握することは財政運営上、非常に重要なことです。

区債残高に債務負担行為※14額を加え、基金残高を減じた実質的な財政負担は、順調に減少し、平成19年度以降はマイナスになっています。今後は、老朽化に伴う施設の更新等の需要が多く見込まれます。引き続き、実質的な財政負担を意識した財政運営を行なっていく必要があります。



(単位：億円)

項目	年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
債務負担行為現在高		191	194	166	145	125	74	164	252	233	188	242
区債残高		1,167	1,095	1,041	924	782	667	596	547	490	452	430
基金残高		251	269	339	442	580	768	1,010	1,006	1,012	906	912
実質的な財政負担		1,107	1,020	868	627	327	△27	△250	△207	△289	△266	△240

【用語解説】債務負担行為※14  
 数年度にわたる建設工事を一括して契約する場合や、公社等の借入れに対する債務保証を行うなど、後年度において支出の義務を負う際に、翌年度以降行うことができる負担額の上限をあらかじめ決定しておく制度をいいます。

## ◇ 未来プランの基本目標別決算額

未来プランは「子育て・教育・保健・福祉」領域、「都市基盤・空港臨海部・産業」領域、「地域力・環境・区政体制」領域に区分し、それぞれの領域ごとに基本目標と個別目標を掲げ、将来像の実現をめざしています。

「子育て・教育・保健・福祉」領域では、基本目標1『生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるまち』を掲げ、主な事業の決算額は、認証保育所支援に15億1,631万円、学校施設の改築に17億8,474万円、健康づくりの推進に16億5,331万円などとなっています。

「都市基盤・空港臨海部・産業」領域では、基本目標2『まちの魅力と産業が世界に向けて輝く都市』を掲げ、主な事業の決算額は、身近な地域の魅力づくりに22億1,863万円、京浜急行線連続立体交差事業における駅周辺のまちづくりに47億1,938万円、京浜急行線連続立体交差事業関連街路の整備に14億2,145万円などとなっています。

「地域力・環境・区政体制」領域では、基本目標3『地域力と行政の連携がつくる人と地球に優しいまち』を掲げ、主な事業の決算額は、防災情報基盤の整備に3億9,051万円、エコライフの普及に1億700万円、行政情報基盤の整備に11億1,705万円などとなっており、主要施策の成果<sup>※15</sup>において、未来プラン事業の成果をまとめました。

未来プランで示した財政計画は、「未来プランに掲げた事業や区民生活の安定に必要な事業の着実な実行」とともに、「先の見えない経済情勢であっても、新たな行政需要に機動的に対応できる財政基盤の確立」の二つの視点がベースになっています。

厳しい財政状況の中にあっても、未来プランを着実に推進しながら、東日本大震災の発生に伴う総合防災力の強化や、待機児童の増加に伴う保育サービス基盤の充実など、新たな課題に的確に 대응していく必要があります。そのためには、区職員の主体的な創意工夫や努力の徹底とともに、既存施策の見直しや再構築による一層の経費縮減を進め、財源を確保していかなければなりません。

平成23年度には、未来プランが直近の社会経済状況に即した計画となるよう、事業の実施時期・規模等は適切かなど総合的に点検を行いました。その上で、強化・前倒しすべき事業や、やむを得ず縮減・延伸する事業、内容を変更する事業等、修正を行い、区民の皆さまのご意見を伺った上で、「おおた未来プラン10年《修正版》」を策定しました。

平成24年度は、こうした点検と修正を経たことで、厳しい財政状況の中にあいながらも、引き続き未来プランに掲げる主な事業を着実に推進することができたものと判断しています。

【用語解説】主要施策の成果<sup>※15</sup>

地方自治法第233条第5項の規定に基づき、毎年度主要な施策の事業内容と決算額を分野ごとに取りまとめ、「主要施策の成果」として公表しています。

(基本目標1 「子育て・教育・保健・福祉」領域 )

事業名		決算額(円)
基本目標1 生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるまち		
個別目標1-1 未来を拓き地域を担う子どもを、みんなで育むまちにします		
施策1-1-1 安心して子どもを産めるまちをつくりま		
1	妊婦健康診査の充実	428,925,120
2	すこやか赤ちゃん訪問事業の推進	29,228,804
3	両親学級(一日制)の充実	6,251,868
施策1-1-2 子どもを健やかに育むまちをつくりま		
1	親の子育て力向上支援	761,903
2	子育て応援サイトの運営	7,578,154
3	家庭福祉員制度の充実	125,985,082
4	認証保育所支援	1,516,312,642
5	区立保育園の改築・改修の推進	438,962,051
施策1-1-3 未来を担う子どもたちを育てま		
1	基礎学力の定着	94,671,938
2	小中一貫教育の推進	481,415
3	不登校施策の充実	8,828,031
4	日本語指導教室の充実	17,117,700
5	学校施設の改築	1,784,739,475
6	学校施設の緑化の推進	94,334,789
7	学校運営システムの構築	336,267,912
施策1-1-4 のびのびと成長する子どもを見守りま		
1	学童保育及びフレンドリーおた事業の充実	927,539,970
個別目標1-2 誰もが自分らしく、健康で生きがいをもって暮らせるまちをつくりま		
施策1-2-1 誰もが健康に暮らせるまちをつくりま		
1	健康づくりの推進	1,653,305,595
2	食育の推進	459,207
3	地域医療連携の推進	119,395,038
4	食の安全確保	20,978,026
5	健康危機管理体制の整備・充実	494,247
施策1-2-2 ユニバーサルデザインのまちをめざしま		
1	ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針の策定・推進	3,103,790
2	誰にもわかりやすいサイン整備	9,450,931
施策1-2-3 障がい者が地域で安心して暮らせるまちをつくりま		
1	(仮称)障がい者総合サポートセンターの設置	37,595,740
2	就労支援の充実	10,603,004
3	地域生活移行支援(グループホーム等)の充実	29,825,500
4	ふれあい広場事業の充実	6,273,804
施策1-2-4 生きがいと誇りをもって暮らせるまちをつくりま		
1	生涯学習リーダーの育成	923,742
2	生涯学習センターの整備	229,697
3	スポーツ施設の整備(大田区総合体育館の整備)	308,589,998
4	図書館の改築・改修	93,536,800
5	馬込文士村資料の活用	693,535
施策1-2-5 安定した暮らしと人権を守りま		
1	女性の就労支援(再チャレンジ等)	2,983,224
個別目標1-3 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちをつくりま		
施策1-3-1 高齢者がいきいきと暮らせるまちをつくりま		
1	高齢者の就労促進・起業支援	24,412,867
2	介護予防の促進	298,060,576
施策1-3-2 高齢者が安心できる暮らしを支えます		
1	地域の見守り体制の整備	19,749,524
2	家族介護者への支援	15,002,744
3	さわやかサポート(地域包括支援センター)の拡充と福祉ネットワークの強化	609,516,233
4	介護保険施設等の整備支援	169,504,605
5	高齢者総合相談体制の構築	8,722,615
施策1-3-3 いざというときに高齢者を支える体制をつくりま		
1	高齢者緊急一時保護・支援体制の整備	14,660,860
2	高齢者等の権利擁護の推進	29,623,229

(基本目標2「都市基盤・空港臨海部・産業」領域)

事業名		決算額(円)
基本目標2 まちの魅力と産業が世界に向けて輝く都市		
個別目標2-1 水と緑を大切に、すべての人に安全で潤いのある暮らしを実現します		
施策2-1-1 魅力と個性あふれる都市をつくります		
1	蒲田駅周辺のまちづくり	171,901,925
2	大森駅周辺のまちづくり	19,244,033
3	身近な地域の魅力づくり	2,218,634,088
4	京浜急行線連続立体交差事業における駅周辺のまちづくり	4,719,375,476
施策2-1-2 快適な交通ネットワークをつくります		
1	京浜急行線連続立体交差事業の推進	1,085,309,749
2	新空港線「蒲蒲線」の整備促進	510,425,909
3	都市計画道路の整備	303,948,834
4	コミュニティバスの導入検討、運行支援	10,321,637
5	自転車駐車場の整備	12,955,538
6	京浜急行線連続立体交差事業関連街路の整備	1,421,447,387
施策2-1-3 潤いとやすらぎのあるまちをつくります		
1	公園の整備	832,922,761
2	魅力ある公園のリニューアル	278,829,600
3	呑川緑道の整備	22,470,000
4	桜のプロムナードの整備	86,328,900
施策2-1-4 安全で安心して暮らせるまちをつくります		
1	自転車等利用総合対策	14,303,503
2	橋梁の耐震性の向上	625,425,336
個別目標2-2 首都空港『羽田』と臨海部が世界への扉を開く、国際交流拠点都市を創ります		
施策2-2-1 世界へ羽ばたくまちをつくります		
1	にぎわいのある文化交流拠点の整備	5,880,000
2	世界へ発信する産業支援拠点の整備	
3	水と緑のふれあいゾーンの整備	
施策2-2-2 未来につながる臨海地域をつくります		
1	海辺の散策路整備	56,105,500
2	空港臨海部将来構想の検討	8,599,500
3	交通ネットワークの検討	
施策2-2-3 国際都市として交流を育みます		
個別目標2-3 ものづくりから未来へ、独自の産業と都市文化を創造します		
施策2-3-1 ものづくり産業を育み、世界に発信します		
1	工場の立地・操業環境の整備	526,416,827
2	新製品・新技術開発の支援	84,208,764
3	海外市場開拓支援	26,181,674
4	次世代ものづくり人材の育成	21,647,702
施策2-3-2 暮らしを支えるあきないを熱く盛り上げます		
1	商店街景観整備事業	612,000
2	ふれあい商店街事業	9,413,000
3	商店街イベント・機能向上の支援	165,587,100
4	おおたかい観光展の開催	10,435,921
5	サービス業実態調査とマッチング支援	8,469,438
施策2-3-3 大田区の観光を世界に発信します		
1	にぎわいを生み出すスポットづくり	1,446,000
2	ものづくりのまち体験ツアーの実施	4,750,000
3	シティセールスの実施	52,154,254

(基本目標3「地域力・環境・区政体制」領域)

事業名	決算額(円)
基本目標3 地域力と行政の連携がつくる人と地球に優しいまち	
個別目標3-1 地域力を活かし、人に優しいまちを区民主体で実現します	
施策3-1-1 地域力の土台づくりを進めます	
1 NPO・区民活動フォーラムの開催	389,686
2 区民活動・地域活動を支援する拠点の整備	7,908,448
施策3-1-2 地域力を活かした取り組みを進めます	
1 協働推進講師派遣事業	203,720
2 地域力応援基金助成事業	29,713,797
3 地域活性化事業への支援	5,400,000
4 自治会・町会会館の整備助成	3,377,409
5 地域力推進会議・地区委員会の充実	856,673
6 区民活動情報サイトの整備・活用	1,410,090
施策3-1-3 誰もが暮らしやすい地域をつくりま	
1 多文化共生推進センターの整備	17,370,256
2 外国人のための日本語教室の充実	2,200,000
3 身近な暮らし情報の発信	3,261,699
施策3-1-4 地域文化の創造とふれあいづくりを進めます	
1 地域文化振興プランの策定・実施	102,630
施策3-1-5 自分たちのまちは自分たちで守ります	
1 防災情報基盤の整備	390,513,900
2 地域防犯活動の支援	33,531,535
3 災害時相互支援体制の整備	623,573
4 地域防災活動の支援	61,841,028
個別目標3-2 私たち区民が、良好な環境と経済活動が両立する持続可能なまちをつくる担い手です	
施策3-2-1 地球に優しいまちをつくりま	
1 環境基本条例の制定と環境基本計画の策定	4,752,778
2 エコライフの普及	107,004,753
3 大田区地球温暖化対策地域協議会の運営・行動指針の実践	1,724,392
施策3-2-2 水と緑を感じるまちをつくりま	
1 河川水質浄化対策の推進	49,212,747
2 グリーンプランおおたの策定・推進(緑の基本計画改定)	2,355,000
施策3-2-3 ごみのない循環のまちをつくりま	
1 ごみ減量・3R推進のPR実施	2,585,293
2 資源回収の充実	24,205,423
個別目標3-3 区は、効率的で活力ある区政を実現し、地域との連携・協働を進めます	
施策3-3-1 行政力を最大限に発揮できる体制をつくりま	
1 調査研究・企画機能の拡充	56,188
2 行政情報基盤の整備	1,117,054,204
施策3-3-2 透明性の高い区役所をつくりま	
1 区民の新たな区政参画制度の導入	1,425,269
2 主要施策の成果及び達成度の公表	727,000
施策3-3-3 地域力を支える区役所をつくりま	
1 特別出張所の改築	11,180,840

## (6) 平成 24 年度健全化判断比率

平成 19 年 6 月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下「財政健全化法」という。)では、地方公共団体の財政状況を客観的にあらわす指標である『健全化判断比率』の算定・公表が定められています。この指標を通じて、財政の健全性、透明性を確保することを目的とし、これらの比率が「早期健全化基準」や「財政再生基準」の値を超えた場合は、それぞれ「財政健全化計画」や「財政再生計画」を策定する義務が生じます。

健全化判断比率は、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の 4 指標があります。

大田区の平成 24 年度決算による 4 指標の値は、いずれも健全な状況にあることを示しています。

健全化判断比率の状況

(単位：%)

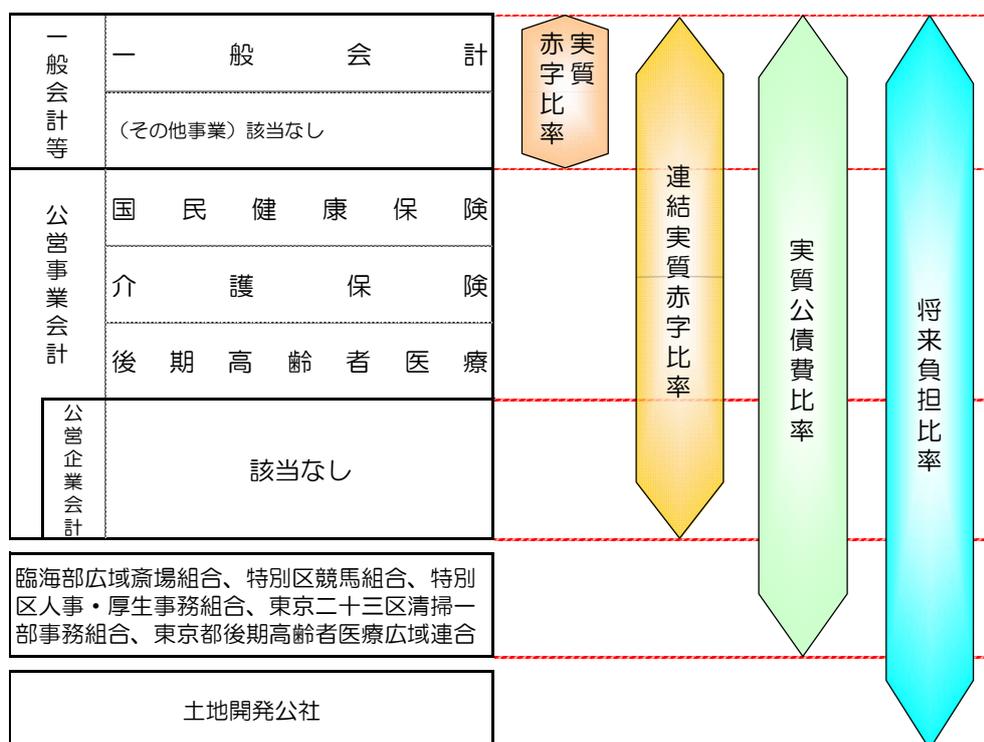
	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成24年度決算	-	-	-0.1	-
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※ 『-』は黒字を示します。

(単位：千円)

標準財政規模	146,898,933
うち臨時財政対策債 発行可能額	4,004,497

会計区分と財政健全化比率の対象範囲



早期健全化基準を超えた場合、早期健全化計画の策定・実施状況の報告及び公表が必要となります。

財政再生基準を超えた場合、財政再生計画の策定・実施状況の報告及び公表が必要となります。財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、原則として、地方債の起債ができません。

◇ 実質赤字比率

「一般会計等」を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \quad \left[ \begin{array}{l} ※ \text{ 財政健全化指標では、} \\ \text{黒字の場合は『-』です。} \end{array} \right]$$

実質赤字額 = 実質収支額 = (歳入総額 - 歳出総額) - 翌年度に繰り越すべき財源

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\Delta 8,927,321}{146,898,933} \times 100 = \Delta 6.1\% \text{ (平成 23 年度 } \Delta 3.2\%)$$

赤字に着目した指標のため、黒字の場合は△計上となります。一般会計等の実質収支が8,927,321千円の黒字のため、比率は△6.1%となりました。したがって、表記上は『-』となります。

大田区においては、黒字となり健全な財政状況であることが分かりますが、当該年度の歳入を効率・効果的に良質な区民サービスの財源として活用するかといった視点も重要です。

◇ 連結実質赤字比率

全会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \quad \left[ \begin{array}{l} ※ \text{ 財政健全化指標では、} \\ \text{黒字の場合は『-』です。} \end{array} \right]$$

連結実質赤字額 = (①+②) - (③+④)

- ①：一般会計等及び地方公営企業以外の特別会計の実質赤字合計額
- ②：地方公営企業の特別会計の資金不足合計額
- ③：一般会計等及び地方公営企業以外の特別会計の実質黒字合計額
- ④：地方公営企業の特別会計の資金剰余合計額

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\Delta 12,718,585}{146,898,933} \times 100 = \Delta 8.7\% \text{ (平成 23 年度 } \Delta 6.1\%)$$

すべての会計で、実質収支が黒字のため、分子の連結実質赤字額がマイナス（黒字）△8.7%となりました。したがって、表記上は『-』となりました。

- ①：0千円（実質収支が黒字のため）
- ②：0千円（大田区では地方公営企業が存在しないため）
- ③：12,718,585千円
- ④：0千円（②と同様な理由）

$$\text{連結実質赤字額} = (①+②) - (③+④) = (0+0) - (12,718,585+0) = \Delta 12,718,585$$

**コラム：地方公営企業**

地方公営企業とは、水道事業やバスなどの自動車運送事業、鉄道事業など、対価として料金を得て地方自治体が行う企業的活動をいいます。地方財政法では、公営企業の経理は特別会計を設置して行うこととなっています。現在、大田区には公営企業はありません。

◇ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{①}+\text{②}) - (\text{③}+\text{④})}{\text{標準財政規模}-\text{④}} \text{ の 3 か年平均}$$

- ①：元利償還金
  - ・地方債などの借入金に係る返済金
- ②：準元利償還金
  - ・満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年あたりの元金償還相当額
  - ・組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還財源に充てたもの
  - ・債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
  - ・一時借入金の利子
- ③ 特定財源
  - ・公営住宅使用料等で借金の返済に充当することが制度的に予定されている財源
- ④ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
  - ・地方交付税制度の下では、償還金の一定割合を基準財政需要額に積上げます。区は地方交付税制度の対象団体とはなっていませんが、全国一律の比較を可能にするため、地方交付税制度における需要額に積める金額を算出し、分母・分子両者から控除しています。

(単位：千円)

	項 目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
①	元利償還金	7,471,202	7,145,443	6,798,186
②	準元利償還金	4,596,981	5,157,009	3,570,068
③	特定財源	123,641	80,224	145,996
④	基準財政需要額算入額	11,081,008	11,774,797	12,019,627
	標準財政規模	154,857,001	148,130,774	146,898,933
	年度別実質公債比率	0.60%	0.33%	△1.33%

上表の数値を数式にあてはめると、△0.1%（平成23年度0.5%）となります。早期健全化基準が25.0%以上とされますので、健全な状況を維持しているといえます。

◇ 将来負担比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{①} - (\text{②} + \text{③} + \text{④})}{\text{標準財政規模} - \text{⑤}}$$

※ 健全化判断比率では、将来負担がマイナスの場合は、『-』です。

- ①：将来負担額
  - 地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、組合等負担等見込額、退職手当負担見込額、設立法人の負債額等負担見込額
- ②：充当可能基金額
- ③：特定財源見込額
- ④：地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額
- ⑤：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額

$$\begin{aligned} \text{将来負担比率} &= \frac{105,791,056 - (96,976,509 + 0 + 169,950,993)}{146,898,933 - 12,019,627} \\ &= \Delta 119.4\% \text{ (平成 23 年度 } \Delta 119.7\%) \end{aligned}$$

- ① 105,791,056 千円
- ② : 96,976,509 千円 (平成 24 年度末基金残高)
- ③ : 0 千円 (大田区では該当なし)
- ④ : 169,950,993 千円 (総務大臣が定める額)
- ⑤ : 12,019,627 千円 (総務大臣が定める額)

早期健全化基準が 350.0%以上とされていますので、実質公債費比率と同様、健全な状況を維持しているといえます。

将来負担比率は、交付税制度のもとで算定した場合に、基準財政需要額に算入される額について、地方公共団体の負担から控除するための数値となります。特別区においては、交付税の交付を受けていないため、総務大臣が便宜上の数値を算定し、区に提示することとしています。これを『総務大臣が定める額』といい、財政分析を行う際に、全国の類似団体で比較できるよう、こうした措置が行われています。